HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	多国籍企業のTransfer Pricingの問題点
Author(s)	早川, 豊
Citation	北海道大學　經濟學研究, 29(2), 79-138
Issue Date	1979-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31458
Type	departmental bulletin paper
File Information	29(2)_P79-138.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

多国籍企業の Transfer Pricing の問題点

早　川　　豊

一　序

昨年，本学紀要において「米国上院小委員会報告書の会計批判とその反応」及び「CASB の原価計算基準の生成及び問題点」を発表した[1]。これらは会計方法の多様性から派生した会計方法の恣意的選択を許容したことが米国議会で問題となり，その改善のために行われた試案及び現行改正規定についての論述である。我国はじめ欧米諸国及び発展途上国において，最近多国籍企業[2]の transfer price の操作，すなわち transfer pricing を問題視し，国連においてこの問題の討議を毎年繰り返している[3]ことも現行会計制度の批判と受けとられる。こうした動きは会計学者や職業会計人から問題提起が始まったわけでないことは，前と同じである。上記二論文とは違って今回は各国の財政当局，すなわち税務当局から課税の公平を図るべく問題提起がされているのである。一見，多国籍企業の会社間の transfer price による取引は今日，法制化された連結財務諸表[4]の作成の際には費用及び収益が相殺される性格をもつものであるため，正確な連結財務諸表の作成により税務問題も解消していくように見える。しかし我国と諸外国とは税率，税法，その他の経済的仕組みも異なり，経済発展の度合も異なる。さらに，主権が異なるため必ずしも正確な連結財務諸表の作成及び公開ができるとは期待できないのは次項以降のところから理解できるであろう。多国籍企業は競争経済に打ち勝つために租税負担率の軽減を図るべく数多くの手段をとっている。多国籍企業がその手段の発覚を恐れることは同時に投資家等へのガラス張りの連結財務諸表の作成及び公開の意欲をなくすこととなり，正確な連結財務諸表が公開されるとは期待できなくなる。

こうした問題に対して我国も国会で審議されることとなった。第80回国

会（昭和52年3月～6月）において衆議院外務委員会は「多国籍企業等国際経済に関する小委員会」を設置し，「多国籍企業等国際経済に関する件」（昭和52年6月）と題される決議がなされている。その決議の内容は「租税回遊地に逃避したりする企業に対する有効な規制措置」の検討等を政府が行うべきことであった。その結果，昭和53年1月28日に国会に提出され，昭和53年3月31日に成立した法律の中にtax haven対策税制が入っている[5]。こうした税制の導入は欧米の先進諸国の方が時期が早く，規模も大きいとされている。米国では1962年，西ドイツでは1972年，カナダでは1971年，イギリスでは1951年，フランスでは1974年導入となっている[6]。

多国籍企業の海外進出については大きな効果も認められている。たとえば，

①今後の経済発展にとって不可欠の資源の確保。

②関税障壁や輸入制限の枠をこえた市場の確保や拡大。

③先進諸国の労働費用の急激な上昇に対処して安価な労働力の確保。

④発展途上国の資源開発，工業化及び雇用の促進。

⑤資本や資源の国際的移転を通じてグローバルな規模での資源の最適配分の促進など[7]。

このような効果がある反面，多国籍企業は『法の盲点をつく現代の怪獣』と称されるほどに[8]，transfer pricingやtax haven国利用による租税回避行為があることを忘れるわけにはいかない。

こうした問題は，1国内で解決できる性格のものでないため，国際連合で改善策の討議が重ねられている。以下，それらの討議や国連での調査報告を中心に論を進めていくことにしよう。

そこでまず，こうした問題を早くから経験している西欧，特にフランスの租税条約の歴史的進展を探ることから始めることにしよう。

1)　拙稿，「米国上院小委員会報告書の会計批判とその反応」，経済学研究，第28巻第3号，1978年8月，15—71ページ，拙稿，「CACBの原価計算基準の生成及び問題点」経済学研究，第28巻第4号，1978年11月，49—123ページ

2)　多国籍企業という概念を整理しようとしたのにSieberの分類があるので紹介しておこう。Sieberによると，国外への投下資本の比率を採用して三つに分類している。

①多国籍企業……総資本のうち25～50％を国外（6ヵ国以上）に投下している企業，②国際企業……総資本のうち51～75％を国外（6ヵ国以上）に投下している企業，③世界企業……総資本のうちの76～100％を国外に投下していて，しかも，生産の拠点を西側世界のいたるところに設けている企業。こうした Sieber の分類があるものの必ずしもこうした概念が定着しているとは思われない。そこで本稿では外国子会社等との transfer price を取り扱っている関係上，多国籍企業は外国小会社等を直接的もしくは間接的に所有している企業という広い概念で用いることにする。けだし，所有関係にしても複数国内企業が特定外国子会社等を50％所有しており，一つの国内企業が全体の10％以上を所有していても我国 tax haven 税制では問題にしているからである。Eugen H. Sieber, "Die internationale Unternehmung." in *Gegenwartsfragen der Unternehmensführung*, Festschrift zum 65, Geburtstag von W. Hasenack, hrsg. von Hans-Jaochim Engeleiter, Herne/Berlin, 1966, S. 54.（清水敏允，国際企業論，東洋経済新報社，31ページから），租税特別措置法，第66条の6の①一，二及び②四，及び小沢進，山中元，小田嶋清治，「特定外国子会社等の留保金額の益金算入」，税務弘報，昭和53年10月臨時増刊号，715—716ページ。

3) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Developed and Developing Countries, First Report—Seventh Report*, New Yerk, 1969—1978.

4) 昭和51年10月30日大蔵省令第28号，連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（連結財務諸表規則）。この省令は附則により昭和52年4月1日から施行されている。

5) 石山嘉英，「タックスヘイブン対策税制の創設」，税務弘報，1978年6月号，86—87ページ。

6) 小林進，「多国籍企業における租税回避行為」，税務弘報，1978年7月号，92ページ。小林氏によると，tax haven が注目されるようになったのは米国の場合が1950年以降，我国の場合が1960年以降といわれるが，実は taxh haven 利用の歴史は古く，すでに1920年代にギリシャ船主によって便宜置籍船保有のための法人がパナマに設立されたとしている。前掲書，89ページ。

7) 前掲書，88ページ。

8) 前掲書，88ページ及び95ページ。

二　租税条約の経過

国連の「先進国及び発展途上国との租税条約における特別専門家グループ」（*Ad Hoc* Group of Experts on Tax Treaties between Developed and Developing Countries）の第3回会議に国連事務総長はフランスの国際的租税問題およびその歴史的経過の報告書（以下，フランス国連報告書という……筆者）を提出して

いる。[1] 多国籍企業の transfer price の操作が国際的租税問題の主たる領域を占め早くから各国で問題となりその解決策を探ろうとしていたことがわかる。[2] 以下，フランス国連報告書に沿ってフランスの国際的な租税条約の経過を見ることにしよう。

フランスにおける最初の国際的な租税条約は 1843 年 8 月 13 日に署名されたフランス対ベルギーの互恵的行政援助に関する協定であったという。その後直ちにベルギーは 1845 年対オランダ及びルクセンブルグと同様の協定を結んだと報告している。[3]

上記は両国間の互恵的租税行政援助協定であるが，国際機関からの働きかけについては国際連盟が出来てからであるという。国際連盟は 1920 年の Brussels での国際財政会議 (International Financial Conference) 及び 1922 年の Genoa での国際経済会議 (International Economic Conference) において tranfer price の操作を含む国際的租税問題について討議し，いくつかの提言を行っている。Brussels 会議では「現在のところ外国への投資の障害になっている二重課税を避けることが国際的理解」を促進するために必須であると提言している。他方，Genoa 会議では国際連盟が脱税防止の国際的方策を研究すべきことを提言し，次のように述べている。

「我々は租税回避のための資本移動を防止する何らかの手段がとられることができると考える。但し，我々は外国為替市場の自由をそこなうような提案や銀行対預金者の秘密を犯すような提案はとるべきでないと考える。この但し書きによれば我々は租税回避を防止するための国際協力の尺度の問題は二重課税問題との関連で常に研究されることになると考える。[4]」

こうした多国籍企業の租税回避と二重課税問題は今日ではなお一層重大な問題となっており，今日の国際連合でも問題解決のための方策の研究が継続して審議されている。[5]

当時の国際連盟に財務委員会 (Financial Committee) があり，その委員会は国際的租税回避と二重課税問題の研究を各国の租税担当の「技術的専門家委員会」(Committee of Technical Experts) に諮問した。後者の委員会は 1927

年に国際的課税問題における行政援助及び税徴収の法的援助のモデル提言を租税回避及び二重課税問題にかかわらせて行っている。[6]

翌年の1928年には各国政府の代表者たちのモデル提言として国際連盟の名のもとで発表されている。[7]

国際連盟は新たな「財政問題委員会」(Fiscal Committee) を1928年12月14日に設立している。同委員会は各国政府の代表者たちのモデル提言を再検討し，二重課税と租税回避問題を同時に解決しようとする条約締結の効果に着目している。その後，1936年10月9日には国際連盟の総会レベルで弊害の大きい租税回避問題の研究調査を財政問題委員会が一層進めることを要請及び確認している。その線に沿って作られていた同委員会の1936年の報告書は現存の租税回避工作を一般の各国税法の不備と関連づけながら分析している。そして，Shoupの提案[8]と同様，各国の情報交換による新しい解決策を用意し，各国がそれに同意する準備があるかどうかを尋ねている。しかし，その回答は予想を裏切っていた。[9]

その後の財政問題委員会は上記の反応の薄さにもめげず，積極的に活動し，次の二つのモデル提言を行い，これがその後の国際的租税問題の条約及び協定に大きな指針を与えるほどに影響力を有することになる。1943年の同委員会の Mexico City 会議でのモデル提言及び1946年の London 会議でのモデル提言がそれである。ここでは特に1946年の London 会議でのモデル提言を中心に見ることにしよう。

同モデル提言のタイトルは「所得税，法人税，固定資産税及び相続税の査定及び徴収に関する互恵的行政援助の確立のための二国間モデル提言：ロンドン草案」(Model Bilateral Convention for the Establishment of Reciprocal Administrative Assistance for the Assessment and Collection of Taxes of Income, Property, Estates and Successions: London Draft) である。[10] 提言の第一条は国際的二重課税の防止のため二国内の情報交換の必要を説いている。すなわち

「政府及び納税者の利益を保護するという観点で所得税，法人税，固定資産税及び相続税の二重課税の防止の提言に対する税の効率的及び公平な適

用は本日，関係締結国により次のような結論を得た。締結国は互恵主義に従い特定の要求で次の情報を提供する。それは各国の税務当局がその歳入法のもとで入手可能な情報あるいは自由に入手できる情報，及び課税の査定で他の国の税務当局に役立つ情報と税の徴収で他の国の税務当局に役立つ情報である。」[11)]

このように London 会議のモデル提言は二重課税問題が前面に押し出され，国際的租税回避問題を中心に取り扱っていない。第一条の規定が第2条以降に関係し，後者では第1条の補足説明の形をとっている。以下概略すれば，第2条では税査定上必要な情報は直接交信によって受理する資格のあることを規定し，第3条では税査定上必要な情報を定期的に交換する場合の情報の種類を明記している。第4条では直接交信により税徴収の支援を受ける資格のあることを規定している。第5条は4条までの情報援助要求に対して拒否できるケースを明記している。第6条は交換された情報の秘密保持について規定し，第7～9条は税徴収援助依頼の制限について述べている。[12)]

このようなモデル提言はフランスをはじめ多くの国が各国と租税協定を締結するときの柱となっているといえよう。協定にはそれを補足する細則 (provision) が入っている。情報交換には経常情報 (routine information) とリクウェスト情報がある。両者のうち一方だけの情報だけでは不充分である。リクウェスト情報以前に経営情報の入手がなければどこをリクウェストしたらよいか不明だからである。しかし経常情報の範囲について明確な区分がなされているわけでもない。たとえば，フランス国連報告書において「経常情報の交換は伝達された情報が効果的なチェックを保証するのに不充分である場合にはより詳しい情報の要求を除外するものでない」とし，経常情報に広狭二義に解せられ，本来リクウェスト情報の範囲に入っているものも二国間協定の細則で経常情報の範囲が決められることになる。[13)] フランスの国際租税問題における経常情報の二国間協定は三つのグループに大別される。第1グループはフランス国民及びフランスの企業が国外で得たあらゆる種類の所得についての経常情報交換と，第2グループは第1グループより狭く，第3グルー

プ以外の特定の所得に限定した経常情報交換と第3グループは第1及び第2グループ以外の所得である相続税及び登録税に関する経常情報交換である。以下，フランスの経常情報交換の締結国及び締結日を表にすれば第1表の通りである。

第1表　フランスの経常情報交換協定締結国

第1グループ…あらゆる種類の所得について。例，賃金，給料，証券売却益，不動産売却益，特許権・商標権・製造技術使用料，役員報酬，事業所得，農業所得等。

締結国	締結日
オーストリア	1959年10月8日，1962年4月14日。
チャド	1959年6月3日，同年7月20日。
デンマーク	1957年2月8日，1958年11月13日，1959年2月9日。
フィンランド	1958年8月25日，1959年1月3日，同年12月31日。
ガボン	1966年4月21日，1967年5月11日，同年7月3日。
マダガスカル	1962年9月29日，1967年8月9日，1965年4月12日，1966年3月9日。
オランダ	1949年12月30日。
ニジェール	1965年6月1日，1967年5月11日，1968年7月16日。
セネガル	1965年5月8日，1967年5月11日，1969年1月10日。
スウェーデン	1936年12月24日。
米国	1946年10月18日，1948年5月17日，1967年7月28日（交渉中）。
オートボルタ	1965年8月11日，1967年5月11日，1967年7月26日。

第2グループ…特定の所得に限定

締結国	所得の種類等
西ドイツ	国境移動労働者名（報酬額は除く）。
ルクセンブルグ	国境移動労働者の賃金・給料その他の報酬額，印税，特許権等の使用料報酬額。
英国	利子，証券売却益，年金，地代・家賃，不動産関係の使用料及び企業経営請負所得（income from the letting or placing under management of a business）。

第3グループ…相続税及び登録税

締結国	締結日
オーストリア	1959年10月8日，1962年3月9日，1962年4月14日。
ベルギー	1959年1月20日。
カナダ	1951年3月16日。

（第1表のつづき）

締結国	締結日
フィンランド	1958年8月25日，1959年1月3日，同年12月31日。
ガボン	1966年4月21日，1967年5月11日，同年7月3日。
マダガスカル	1962年9月29日，1965年11月12日，1966年3月29日。
モナコ	1950年4月1日。
ニジェール	1965年6月，1967年5月11日，1968年7月16日。
セネガル	1965年5月8日，1967年5月11日，1969年1月10日。
スウェーデン	1936年12月24日。
英国	1963年6月21日。
米国	1946年10月18日。
オートボルタ	1965年8月11日，1967年7月26日，1969年5月11日。

出所：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Developed and Developing Countries, Third Report,* New York, pp. 127—128.

リクウェスト情報は経常情報だけでは不充分なときに必要とされる。フランスは25カ国とリクウェスト情報の交換協定を結んでいる。そのうち13カ国は経常情報交換協定を結んでない国であり，12カ国は何らかの形で結んでいる国である。前者の国にはアルジェリア，カメルーン，中央アフリカ共和国，コモロ諸島，コンゴ，ダオメー，ギリシャ，イスラエル，コートジボアール，レバノン，モーソタニア，ノルウェー，スペインからなり，後者の国にはベルギー，カナダ，西ドイツ，インド，イタリー，ルクセンブルグ，パキスタン，スイス，米国，マラウイ，ローデシア，ザンビアの国が入っている。[14]

そのほかフランスは税徴収援助協定を15カ国と締結している。また，フランスの税法改正があればこれまでの租税協定締結国には定期的に報告しているし，たとえ非締結国であっても要請あり次第送付すると述べている。[15]

上に見てきたように国際連盟の財政問題委員会の1946年の国際租税問題の情報交換のモデル提言を参考にしながらフランスは多くの国と多角的な協定を結んできたことが明らかとなった。しかし，今日この種の情報交換モデルでは不充分であることが益々明白となるや国際連合においてヨリつっこんだ討論が必要となった。1969年以降毎年会議が持たれ，調査報告がなされる国連の「先進国と発展途上国との租税条約に関する特別専門家グループ」

(*Ad Hoc* Group of Experts on Tax Treaties between Developed and Developing Countries) の活動がそれである。[16] それを見ればいかに今日の transfer price の操作を中心とした国際的租税回避問題が各国を苦しめているか明らかである。

1) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Development and Developing Countries, Third Report*, New York, 1972, pp. 116—134.

2) transfer price の操作は国際取引に限定されず1国内の姉妹会社間の価格操作も見られる。また, transfer price は intercompany price という用語も使われているが, 国際租税回避問題のときには transfer price ないしは transfer pricing の用語が一般的に用いられるため, 本稿ではこの用語に統一して用いる。なお, 窪内氏によると多国籍企業の transfer price 利用目的として次の4つを挙げている。

①税率の高い国から低い国へ所得を移動させること。

②地理的条件の如何にかかわらず, 企業グループ全体の価格を統一することによる利益を享受すること。

③特定地域内における市場競争を排除すること。

④新設企業の開業当初の損失を親会社または関連会社が負担もしくは吸収することにより, 新設企業の財務運営を容易ならしめること。

窪内正義,「諸外国の多国籍企業に対する諸規制策の概要と今後の課題」, 税務弘報, 昭和53年7月号, 28ページ。

以上③についてはダンピングに相当する行為である。多数の市場で活動する多国籍企業は特定の市場で損失を出してもこれを他の市場での利益によってカバーすることができるから, 特定国の子会社に対する部品, 原材料等の供給価格をコスト以下に切り下げ, その子会社に赤字を生ぜしめることなく, 子会社の製品価格を引き下げることによって, 子会社の競争者を圧倒することができる。これも transfer price の操作である。澄田智, 小宮隆太郎, 渡辺康編, 多田籍企業の実態, 日本経済新聞社, 220—221ページ。

なお, transfer price の類型的分類については, 中迫陽治,「トランスファー・プライシング戦略」, 多国籍企業研究会編, 多国籍企業戦略の展開, マグロウヒル好学社, 219—242ページが詳しい。企業利益最大化のための transfer price の設定方法については, Endle J. Kolde, *International Business Enterprise*: 山田栄作, 野村忠訳, 多国籍企の経営学, 鹿島出版会, 383—398ページが詳しい。

3) United Nations, *op. cit.*, p. 121.

租税条約の締結される以前に企業の国際的租税回避の手段として早くから tax haven 国を利用していたといわれる。たとえば中世のロンドン, ハンザ同盟等の都市

の繁栄も tax haven 国であったからだとされている。福田博編，多国籍企業の行動指針，時事通信社，152ページ。

4) United Nation, *op. cit.*, p. 121.

5) United Nations, *op. cit.*, *First Report—Seven Report*, New York, 1969—1978.

6) Leagus of Nations, *Double Taxation and Tax Evasion: Report of the Committee of Technical Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, document C. 216, M. 85, 1927 II, quoted in United Nations, *op. cit.*, *Third Report*, p. 121.

7) League of Nation, *Double Taxation and Tax Evasion: Report of the General Meeting of Government Experts on the Matter of Double Taxation and Tax Evasion*, document C. 562, M. 178, 1928 III, quoted in United Nations, *op. cit.*, p. 121.

8) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Coporations", in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers: Taxation*, New York, 1974, pp. 1—42：本浪，竹本，村井，岩崎共訳，多国籍企業と課税問題，ミネルヴァ書房，3—63ページ。

9) League of Nations, *Report of the Financial Committee to the Council on the Work of the Sixth Session of the Committee*, document C. 450, M. 266, II. A, quoted in United Nations, *op. cit.*, *Third Report*, p. 121.

米国では1939年に最初の租税条約を締結し，第二次大戦終了以前に4ヵ国，1962年12月31日現在では21ヵ国と租税条約を締切している。Elisabeth A. Owens, "International Aspects of Income Taxation", in Harvard Law School, *Taxation in the United States*, Chicago, 1963, p. 1147.

10) ロンドン草案は次の国際連盟報告書に掲載されている。League of Nations, Fiscal Committee, *Lond onand Mexico Model Tax Convention Conventons: Commenatry and Text*, document C. 88, M. 88, 1946 II A, quoted in United Nations, *op. cit.*, p. 121.

11) League of Nations, *op. cit.*, quoted in United Nations, *op. cit.*, p. 121.

12) League of Nations, *op. cit.*, quoted in United Nations, *op. cit.*, pp. 121—125.

13) United Nations, *op. cit.*, p. 127.

14) *Ibid.*, pp. 127—129.

15) *Ibid.*, p. 129.

16) United Nations, *op. cit.*, *First Report—Seventh Report*, New York, 1969—1978.

我国は現在のところ29ヵ国との間で租税条約を締結しているが，そのうちの26ヵ国と情報交換に関する規定がもられている。それらの国は米国，スウェーデン，デンマーク，パキスタン，ノルウェー，インド，シンガポール，オーストリア，ニュージ

ーランド，イギリス，タイ，マレイシア，カナダ，西ドイツ，ブラジル，スリ・ランカ，エジプト，ベルギー，オーストラリア，韓国，ザンビア，フィンランド，イタリー，スペイン，アイルランド，及びルーマニアである。五味雄治，「租税条約に基づく情報交換制度及び海外事業所の調査について」，税務弘報，昭和53年7月号，96ページ。

なお，未発効のものまで加えると30カ国と租税条約を締結している。正確には二重課税の排除のため条約（Tax Convention for the Avoidance of Double Taxation）という。渡辺淑夫，「外国税額控除制度と税務処理上の留意点」，税務弘法，昭和53年7月号，38ページ。租税条約の内容については小松芳明，租税条約，教育社が詳しい。

三　所得算定方式

殆どの国は多国籍企業に対して国内での事業所得のほか国外で得た所得にも課税しようとしている。こうした方式で課税するのを世界基準方式といわれている[1]。米国をはじめ，西ドイツ，英国，オランダ及び日本等がこれを採用している。しかし税務当局としては国外子会社の帳簿及び書類が直接入手できないという困難な状況下にあるため，殆どの国は国外の子会社から配当として送金された時点で課税している。これは配当受領時まで課税の延期を許していることになる[2]。米国の Bedford 等の会計学者が国外子会社を含めた連結財務諸表が可能であり実施すべき模範を示しても[3]，税務当局としては国外への直接調査権及び能力の点からこれを課税用の報告書として受けとらないのである。

多国籍企業の本国（以下，E国と略す）は自国での事業活動による所得のほか，国外子会社の事業活動による所得に対しても課税権を有する。他方，多国籍企業の国外子会社の所在国（以下，I国と略す）も自国内の事業活動で発生した所得に対し課税権を有する。ここに二重課税問題が生ずる。これを是正するためE国はI国で支払われた税額に対して外国税額控除をするのが普通である[4]。後で見る第2表から明らかのように一般にI国はE国より法人税率が低い。もし，I国がE国より税率が高い場合の外国税額控除は自国（E国）の税率を限度としている[5]。

米国の外国税額（配当源泉課税税額及び事業所得税額）の税額控除方式は国外子

会社（以下，S社と略す），国外孫会社（以下，SS社と略す），及び国外曽孫会社（以下，SSS社と略す）まで及ぶ広範な許容方式である。たとえば，米国の親会社（以下P社と略す）がI国のS社からI国の配当源泉税控除後の配当を受領すれば，P社は米国の法人税からI国のS社が支払った配当源泉課税相当額の税額控除が受けられる。これはI国が法人税を課さなかった場合である。もしI国がS社に一定の法人税を課し，配当に対しても源泉課税をしており，その後，配当として米国のP社に送金されれば，P社は米国の法人税からI国で支払った法人税額及び配当源泉課税額を外国税額控除として処理できるのである。もしI国のS社がさらに外国のSS社を所有していれば，米国はSS社が支払った外国税額に対して上記の方式で税額控除を許している。この原則は曽孫会社SSS社に対しても適用される。かくして，我国の税制に大きな影響力を及ぼした Shoup 氏は米国が外国税額控除の側面では一番すすんでいると自負している。[6]

多国籍企業に対する外国税額控除のような優遇措置と国内産業に対する租税特別措置による租税優遇策とは次元を異にすることは明らかである。たとえば，国内産業に対して米国は機械及び設備に対して投資減税や加速償却を認めていても多国籍企業の国外のS社に対しては原則として認めていない。しかし，石油産業は国外に子会社を設立することなく，外国支店として設置しているため，米国は特別に油井に対して減耗償却を許容している。[7]

米国の税額控除方式は最初にI国にS社の課税権を認めさせようとするものである。そこでI国政府がS社に租税免除期間（tax holiday）の恩典を与え，S社が事業所得をそのまま米国のP社に配当として送金すれば，米国のP社では何ら外国税額控除が受けられず，多国籍企業全体の所得に対して米国の法人税が課せられるからI国の優遇税制はP社の税負担の軽減にならない（四の計算例参照）。それゆえI国の優遇税制を無視しないようにと，一定のみなし外国税額控除の導入を先進国に要求し，それを受けている国もあると Shoup 氏は述べている。[8]

上記はI国のS社の事業所得を即時に配当送金する場合であるが，現実に

はS社はI国の租税免除期間中に送金しても税負担の軽減にならないから，その期間中は配当送金をしないのが多い（あるいは，無記名証券を利用して密かに本国に送金することが多い）。その場合，租税免除期間経過後の配当送金額がその期間中の事業所得留保分まで食い込んで送金しない限り，米国はS社の租税免除期間中の事業所得に対し永久に課税できないことになる。このような米国の国外小会社に対する配当送金時までの課税繰延べ措置は国内産業に対する恩典以上のものとなっている[9]。

これに対しI国のS社から本国のP社が配当送金を受けても，それに対して課税しないという立場が国内基準 (territorial basis)[10] である。これを採用しているのはフランス，イタリー，ブラジル その他の各国である[11]。しかし，Shoup氏によると世界基準も国内基準も全体の税収自体大きくかけ離れることはないと述べている。国内基準税制であると資本の流出がはげしくなり，その結果フランス国内の雇用機会を奪い，ひいては景気を沈滞させ，結局のところ資本家自体に対するメリットがデメリットにはねかえってくる可能性があるからだとしている[12]。

1) 世界基準方式は“global income approach”ないし“world-wide taxation principle”の訳である。これを竹本正幸氏は『全世界所得課税原則』，入江猪太郎氏は『広域課税原則』と訳されている。これに対して“territoriality approach”，“territorial basis”ないし“territorial principle”というのがある。これを本稿では国内基準方式と訳すことにした。これについても竹本正幸氏及び村井正氏は『属地主義』，入江猪太郎氏は『領土原則』と訳され定訳がない。本浪章市，竹本正幸，村井正，岩崎憲次共訳，多国籍企業と課税問題，ミネルヴァ書房，13ページ及び78ページ。入江猪太郎，「国際課税対応戦略」，多国籍企業研究会，多国籍企業戦略の展開，マグロウヒル好学社242ページ及び263ページ。

2) Carl S. Shoup, “Taxation of Multinational Corporations,” in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, pp. 8—9. 亀井正義，国際企業経営論，所書店，89—109ページ。

我国も世界基準方式で課税するが，昨年度導入された tax haven 税制では配当受領時まで課税繰延べ方式をとらず，外国子会社等の所得の発生した事業年度と同じ年度の親会社の所得に合算する（租税特別措置法第66条の6）。

3) Norton M. Bedford, Kenneth W. Perry and Arthur R. Wyatt, *Advanced Accounting, Third Edition*, New York, 1973, pp. 627—633.

4) 我国も外国税額控除制度を採用している（租税特別措置法第66条の7法人税法施行令141条）。

5) Shoup, *op. cit.*, p. 9.

6) *Ibid.*, p. 10.

7) *Ibid.*, p. 10.

米国石油産業は国外支店として設置して，減耗償却控除を利用することによって租税負担率が著しく低いことは周知のことであろう。Erwin Knoll, "Oil Lobby", *New York Times Magazine*, March 8, 1910, p. 27, Morton Mintz & Terry S, Cohen, *America, Inc. who owns and operates the United States*, The Dial Press, 1971.（鈴木幸夫，斎藤志郎共訳，アメカ株式会社，早川書房，273ページから）。

他方，ヨーロッパ，日本等の先進国では米国石油産業は子会社により事業を行ない外国税額控除や課税繰延べ措置，及び transfer price の操作により米国の国内課税のほとんどすべてを回避しているとされている。Robert Gilpin, *U. S. Power and The Multinational Corporation*, New York, 1975.（山崎清訳，多国籍企業没落論，ダイヤモンド社，123—124ページから）

このほか，国外に子会社ではなく支店を設置する理由として，①進出先国によっては課税上，現地法人欠損を将来の利益によって相殺されない国があることから，国外進出の初期の段階では外国支店にしておいて，本店活動からの利益と国外支店の欠損とを相殺せしめるため，②支店の場合には，資産の外国への移転に対し，譲渡利得税の問題が生じないため，③支店利益に対しては源泉課税が徴収されないため，④支店であれば現地の法定合弁条件に従わなくてもすむためなどが挙げられる。入江猪太郎「国際課税対応戦略」，多国籍企業研究会編，多国籍企業経営戦略の展開，マグロウヒル好学社，254—255ページ。

8) Shoup, *op. cit.*, p. 11.

我国はパキスタン，インド，シンガポール，タイ，マレーシア，ブラジル，スリ・ランカ，韓国，ザンビア，アイルランドおよびスペインとみなし外国税額控除制度を導入した租税条約を締結している。小松芳明，租税条約，教育社，132ページ。

9) *Ibid.*, p. 11. 国内産業より多国企業の方が実質的に税恩典が多いことは本稿四参照。

10) 注1）参照。

11) Peggy B. Musgrave, "International Tax Differentials for Multnational Corporations : Equity and Efficiency Consideration," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation*, New York, 1974, p. 51：本浪，竹本，村井，岩崎共訳，多国籍企業と課税問題，ミネルヴァ書房，78ページ。

12) Shoup, *op. cit.*, p. 11 and p. 20.

四　各国の法人所得税率の相違

多国籍企業は租税問題においては関係国すなわち資本輸出国（E国）と資本輸入国（I国）の税法及び租税優遇策に影響を受けることはいうまでもない。ことにI国の税率がどうであるかは大きな投資決定要因となっている。

国内産業に限定された企業であれば本国での投資に限定され，所得の発生に対して本国政府が課税権を有し歳入発生源となる。しかし，多国籍企業であれば低税率のI国を見いだし[1]，本国のかわりにI国に投資を変更すれば本国の雇用機会が失われるばかりか最初の課税権もI国に移ることになり，本国の歳入も少なくなるであろう。裏返せば，多国籍企業の投資パターンは国内企業の租税負担を加重させることによって本国の財政収入のバランスを保つことになる。ここに多国籍企業と国内企業との税負担公平の原則が阻害されていることになる[2]。ちなみに Barnet 及び Müller 氏の分析によると米国において上位100社の米系多国籍企業の利益に対する1969年の税率平均は26.19％であったのに対し，それ以外の企業の負担した平均税率は44％であったとしている[3]。

多国籍企業は本国がたとえ世界基準による課税方式であってもI国の小会社（S社）の送金があるまで課税されないので，I国の低税率をそれ自体に魅力を感じるのは当然である。また，本国が国内基準による課税方式であってもS社の配当に全然課税しないから，I国の低税率自体に魅力を感じ，投資誘引効果を増すことはいうまでもない。

したがって多国籍企業の投資分析の解明の上にもE国とI国の税負担率を一覧表にすることが有益であろう。ここでは Musgrave が1974年に作成した第2表を見ることにしよう。出来るだけ実効税率（しかし，租税優遇策を無視）を計算するため法人所得税率のほか地方税及び付加税を加算した試算による概算税率であり，Musgrave は公的，非公的なところから最新のものを算定したと述べている[4]。

第2表　各国の名目的法人税

国名	税率	摘要
先進国：		
米国	54	損益算入項目の州税．概算平均6％を含む。
スウェーデン	50.8—56.2	法人税40％及び損金算入項目の地方税18—27％を含む。
西ドイツ	60(配当非充当) 40(配当充当)	付加税3％及び地方取引税を含む。
ノルウェー	50.6(配当非充当) 24.1(配当充当)	地方取引税，付加税及び外国援助(foreign aid)税を含む。
カナダ	50	製造業に対しては40％，カナダ人株主には源泉課税。
フランス	50	フランス人株主にはその半分が税額控除許容。
イギリス	40	1973—1974年度には30％に軽減。
日本	50(配当非充当) 39(配当充当)	概算による税率であり地方税を含む。
アイルランド	49.95	法人税35％及び法人税控除後所得に対する会社税23％を含む。 (0.35+1−0.35)×0.23=49.95)
オランダ	49	付加税3％を含む。
オーストラリア	47.5	大企業に対する税率。
ルクセンブルグ	45.6—49.0	地方税としての事業税5.6—9％を含む。
ベルギー	41.0(配当非充当) 37.8(配当充当)	地方税その他の付加税を含む。
ギリシャ	38.2	
デンマーク	36(内国法人) 34(外国法人)	内国法人は所得の50％もしくは払込資本の2.5％のうちいずれか低い金額を控除。
イタリー	31.7—40.9	累進課税であり，地方交付税を含む。
スペイン	32.7	各種計画税を含めた概算税率。
スイス	18—31	各州ごとの最高税率。
発展途上国：		
インド	52.25—57	特別付加税を含めた概算税率。インド国内で配当支払を行わない外国法人には70％の税率。
メキシコ	42	特定産業に対して最高税率31.5％
フィリピン	35	
ブラジル	30(配当充当) 35(配当非充当)	
香港	15	

出所：Peggy B. Musgrave, "International Tax Differentials for Multinational Corporations : Equity and Efficiency Consideraiions", in United Nations, *The Impact of Multinatinal Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation*, New York, 1974, pp. 50—51.

多国籍企業は低税国に資本投資をし，利益が発生してもすみやかに本国に配当送金するとは限らない。米国の世界基準方式では配当送金を受けるまで米国はそれに対する課税を行わないから，多国籍企業は配当としての送金を遅らせるか，配当でないようにみせかけて送金するか，または第3国の子会社を経由させて本国に送金し，本国での課税を免かれようとする多くの手段を講じているのが現実である。[5] こうした諸点については後で詳しく述べるつもりであるが，論述を単純化するためまず多国籍企業のI国の子会社（S社）が利益発生と同時にI国の税控除後の全額を本国に配当送金する場合を仮定して，多国籍企業にとってI国がどの高さの税率であれば全体の税負担率を最小に出来るかを考えてみよう。米国ではI国のS社が支払った税額を外国税額控除として認めている関係上，I国の税率が零であっても必らずしも全体の税負担率が下がらないからである。

上記の仮定は現実の実務とはかけ離れたものであるものの全体の単純な税負担率最小値を求めるためには有効である。上記の仮定をより整理してみると次のようになる。[6]

(a)米国にある多国籍企業の親会社（P社）は発展途上国のI国に小会社（S社）を所有している。

(b) I国はS社に対して法人税を課している。

(c) S社は利益発生と同時にI国の法人税控除後の全利益を配当送金している。

(d)米国はS社に対して課された法人税率より高税率（48%）でP社に世界基準で法人税を課している。

(e)米国の法人税はS社からP社に送られた配当に対して課税権を有する（非グロスアップ方式)。例示すればS社が$100の利益をあげI国に$10の法人税を支払ったのち，ただちにP社に$90を配当送金したとすると，P社に対して米国は$90に対する法人税の課税権を有する。もしこれが先進国間の資本の輸出入であればグロス・アップ方式が認められ，この場合米国の法人税はP社の受取配当$90プラスI国での法人税$10の合計，すなわ

ちS社の利益金額の$100に対して課税対象額となる。

(f)米国がP社の受取配当$90に対する法人税課税を行った後，I国のS社により支払われた法人税$10のうちの送金割合（$100に対する$90，即ち9割）だけ外国税額控除が受けられる。

上記(a)～(f)の仮定で(e)(f)のごとくI国の法人税率が10％で，I国のS社の利益が$100ならば，米国のP社の受取配当は$90であり法人税総額は$90×0.48＝$43.20となり，これから外国税額控除$10×0.9＝9が認められるからP社の税負担は$34.20となる。しかし，多国籍企業である全体の税負担総額はP社の$34.20及びS社の$10の合計$44.20となる。これは次の通りとなる。

税引前利益		$100	
S社に対するI国の法人税10％			$10
S社からP社への支払配当		$ 90	
米国法人税48％			
総米国法人税：$90×48％	$43.20		
I国税税額控除：$10×9/10	$ 9.00		
純米国法人税			$34.20
合計税額			$44.20

上例の仮定を少し変更してI国がS社に租税免除期間(tax holiday)を許し法人税率が零となっていることを仮定しよう。S社の利益全額$100を米国のP社に即時配当送金すれば，米国の法人税率48％でありS社に対する外国税額控除が零であるためP社の法人税支払額は$48となる。これは次のように計算されよう。

税引前利益		$100	
S社に対するI国の法人税0％			$ 0
S社からP社への支払配当		$100	
米国法人税48％			
総米国法人税：$100×48％	$48.00		

I国税税額控除	$ 0	
純米国法人税		$ 48.00
合計税額		$ 48.00

上記二つの例から低開発国I国の税率が10％より0％のほうが多国籍企業の全体の税負担額が増大するという奇妙な結論になる。そこでI国はこの矛盾を解決するために資本輸出国（E国）にみなし外国税額控除の措置を迫るのである。[7)]

上記二例のほかI国の税率が米国と同じく48％の場合には0％の場合と同じく全体税負担額は$48となる。

税引前利益	$ 100	
S社に対するI国の法人税48％		$ 48
S社からP社への支払配当	$ 52	
米国法人税48％		
総米国法人税：$52×48％	$ 24.96	
I国税税額控除：$48×$\frac{52}{100}$	$ 24.96	
純米国法人税		$ 0
合計税額		$ 48

以上三つの例からI国の法人税率が0％でも48％でも合計税額は$48であり，10％であれば$44.20となり若干少なくなる。このことから多国籍企業にとってI国の税率が0％から48％の間のいずれかの点で最小合計税額となる。その点は米国法人税の丁度半分のI国税率のとき実現する。すなわち，次のようになる。

税引前利益	$ 100	
S社に対するI国の法人税24％		$ 24
S社からP社への支払配当	$ 76	
米国法人税48％		
総米国法人税：$76×48％	$ 36.48	
I国税税額控除：$24×$\frac{76}{100}$	$ 18.24	

純米国法人税	$18.24
合計税額	$42.24

このように米国税率の丁度半分のところでI国税率が決まれば米系多国籍企業の税負担額が最小となるという仮定を説明すれば次の通りである。

p=税引前利益

t_i=I国の税率

t_e=E国の税率

すると pt_i=I国の税額

$p-pt_i$=E国のP社の即時受取配当

$(p-pt_i)t_e$=E国の総法人税

$\frac{p-pt_i}{p}pt_i$=I国の支払税額に対するE国の外国税額控除。この額はE国の総法人税を超えない。

$(p-pt_i)t_e-\frac{p-pt_i}{p}pt_i$=E国の純法人税額

$pt_i+(p-pt_i)t_e-\frac{p-pt_i}{p}pt_i$

$=pt_i+(p-pt_i)t_e-(1-t_i)pt_i$

$=pt_e+(p-pt_e)t_i-pt_i+pt_i^2$

$=pt_e-pt_et_i+pt_i^2$=I国及びE国の合計税額

極値を求めるために t_i についての導関数を $\frac{dF}{dt_i}=2pt_i-pt_e=0$

とおけば，$2pt_i=pt_e$，$t_i=\frac{t_e}{2}$ となる。これが極大か極小かを判定するために第二次導関数を求めると，$\frac{d^2F}{dt_i^2}=2p>0$ となり，t_i が t_e の丁度半分のとき合計税額が極小となることがわかる。[8)]

1) 我国の税制ではtax hevenのことを軽課税国という用語を使っている。(大蔵省告示37号，昭和53年3月31日)。tax haven といってもその態様を分類すれば次の三つのパターンに分けられる。

①tax paradise……所得税，法人税等の所得に対する税金が全くない国。バハマ，ケイマン，バミューダ，ニュー・ヘブリデス，ノーフォーク島がこれに当たる。

もっとも，国及び地域によっては印紙税，関税，その他の間接税があったり，また所得税，法人税も一応体系づけられるが，適用税率が著しく低いものがある。広義の tax paradise にはこれらを含めて説明される場合がある。この例としてはジャージー島，マン島，英領バージン島，スイスなどがある。

②tax shelter……国内所得は課税するが，国外所得は非課税とする国。リベリア，パナマ，香港，アンティグァ，バルバドス，ジャマイカなどがこれに当たる。

③tax resort……一定の企業又は一定の事業活動に税制上の恩典を与えている国。ルクセンブルグ，リヒテンシュタインなどがこれに当たる。

例えば，ルクセンブルグの場合，持株会社だけに恩典を与え，この会社には保有有価証券の市場価格に対して0.16％の税率で租税が課されるのみであり，また持株会社の発行した債権の利子についても非課税とされている。

小林進，「多国籍企業における租税回避行為」，税務弘報，昭和53年7月号，89—90ページ。

多国籍企業の中で世界的に有名な企業をとりだして tax haven 国を利用している例を表にすれば次のとおりである。

保有企業	所有国
AEGテレフンケン	スイス，ルクセンブルグ
ジーメンス	スイス，オランダ
オリベッティ	ルクセンブルグ
ヘキスト	スイス，カナダ，キュラソー，ルクセンブルグ
BASF	スイス，ルクセンブルグ，キュラソー，パナマ
モンサント	スイス，オランダ領アンチル諸島
デュポン	ルクセンブルグ
ダウ・ケミカル	スイス
IBM	ルクセンブルグ
GE	ルクセンブルグ
キャタピラー	スイス
ハネウエル	ルクセンブルグ

出所：澄田智，小宮隆太郎，渡辺康編，多国籍企業の実態，日本経済新聞社，99ページ。

2) Peggy B. Musgrave, "International Tax Differentials for Multinational Corporations : Equity and Efficiency Considerations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation*, New York, 1974, p. 49.

3) R. J. Barnet and R. E. Müller, *Global Reach : The Power of the Multinational Corporations*, Simon and Schuster, 1974.（曽野和明，多国籍企業問題入門，青林

書院新社，昭和53年，72ページから）

4) Musgrave, *op. cit.*, pp. 49—51.

5) 多国籍企業のうち，とくに海運業は諸外国の税率の高低が投資先国の決定に大きく左右されている例である。リベリアは伝統的な海運国である日本やイギリスをはるかに上廻る船舶保有国であることは周知のことだが，これは船籍をリベリアに登録しておく方が税負担率が低いことからである。これについてはパナマについても同じことがいえる。リベリア及びパナマは国外所得を非課税扱いとしており，外航船の所得は国外所得となるので法人税が課されない。また登録税もそれ程高くない。そのため先進諸国の海運業者がこぞって税負担率の低い国に便宜置籍国を置く結果，1977年のロイド統計によると次のようになっている。

国　　名	隻　　数	総 ト ン 数	左の前年比増減
		百トン	%
リ ベ リ ア	2,617	7,998	8.9
日　　本	9,642	4,004	△ 3.9
イ ギ リ ス	3,432	3,165	△ 3.9
パ ナ マ	3,267	1,946	24.5

小林進，「多国籍企業における租税回避行為」，税務弘報，昭和53年7月号，90ページ。

6) この計算モデルは Shoup 勧告で有名な Shoup 氏の研究に負うている。Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporation," in United Nations, *op. cit.*, pp. 39—41.

7) 我国においても発展途上国の経済開発援助のため11カ国との租税条約において「みなし外国税額控除」を導入している。それらはタイ，マレーシヤ，インド，パキスタン，シンガポール，ブラジル，スリ・ランカ，ザンビア，韓国，スペイン及びアイルランドである。渡辺淑夫，「外国税額控除制度と税務処理上の留意点」，税務弘報，昭和53年7月号，39ページ及び48ページ。

8) Carl S. Shoup, *op. cit.*, pp. 39—40.

五　実効税率

各国は前に示した第2表のような法人税率のほか実効税率に影響する様々の租税優遇策を用意している。そのほか多国籍企業が用いる多くの租税回避策を考慮に入れないと実効税率は把握できない。すなわち，課税所得算方式の違い，transfer price の会計操作による各国小会社と親会社への利益配分，さらには配当送金を隠蔽するため権利等使用料 (royalties) 利子その他での送金や無記名証券を通じて送金したりしている。そのほか本国がI国のS社の

支払税額に対していかなる税額控除方式をとるかで多国籍企業全体の実効税率が変ってくる。そのほか国外に子会社を設立するか，支店を設立するかでも実効税率が異なってくる。[1)]

上記のように実にさまざまの要因が名目税率に影響してくるので前項のような単純な計算式では現実を説明しているとはいえない。第2表で見たように先進国も発展途上国も名目法人税率は35～50％のところに集中している。しかし，先進国より発展途上国のほうが分散の度合が大きい。その上この名目税率の高低は各種の租税優遇策がとられていることから各国の実効税率とかけ離れていくため予想よりも重視されない。たとえば，ある国では『開拓』産業 (pioneer industries) の新企業に数年間税率零を認める租税免除期間 (tax holiday) を許している。[2)] シンガポールでは100万ドル以上の固定資本支出をすでになし，又はなす予定の法人で開拓産業許可証を担当大臣から取得すれば，指定された生産開始日から5年間は法人税が免除されている。[3)] また，アイルランドでは国内で製造された商品の輸出を営む法人に対して免除適用会社と認定されれば15年間輸出商品販売から生ずる利益に法人税の免除の規定がある。米国においても1971年4月以降に耐用年数3年以上の減価償却資産の購入（但し，一定の中古資産を含み，建造物及び国外で使用される資産を除く）等新規投資につき，その投資額の7％（公益については4％）に相当する税額控除が認められている。[4)] さらに，米国国際販売会社 (Domestic International Sales Corporation, DISC) に対する法人税半減措置がとられている。[5)] また英国のように機械及び設備について購入時に100％の減価償却を認めている国もある。[6)] 多国籍企業は対外直接投資の決定要因として名目税率よりこうした各国の租税優遇策を考慮に入れているのが明らかである。

1) 国外に子会社でなく支店を設けた場合の税務上の効果については，本稿三の注7)を参照されたい。

2) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations", in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, p. 5.

3) シンガポールの開拓産業許可証を受けた米系多国籍企業は「エッソ，ゼネラル・エ

レクトリック，ユニオン・カーバイト，ガルフ・オイル，エレクトロニック・メモリーズ・アンド・マグネティック，リトン・インダストリーズ，及びカリフォルニア・ペレット・ミルズ」であるとされている。U. S. Congress, Subcommittee on Foreign Economic Policy of the Joint Economic Committee, *A Foreign Economic Policy for the 1970's*, Hearings before the Subcommittee on Foreign Economic Policy of the Joint Economic Committee, Part 4 : The Multinational Corporation and International Investment, Washington, D. C.：藤原勝博，丹下正訳，多国籍企業の将来，サイマル出版会，88ページ。

4) 本浪，竹本，村井，岩崎訳，多国籍企業と課税問題，ミネルヴァ書房，訳注2) 及び3)，54—55ページ。Musgrave, "International Tax Differentials for Multinational Corporations : Equity and Efficiency Considerations," in United Nations, *op. cit.*, p. 54.

5) 米国国際販売会社 (Domestic International Sales Corporation, DISC) の税法規定は歳入法 (Internal Revenue Code) の第991条から第997条に見られる。第992条(a)(1)にDISCの定義がなされているので引用してみよう。

「(1) DISC—このタイトルの目的のため『DISC』なる用語は特定の課税年度との関連で，特定の州法のもとで設立され，しかも，その課税年度で次の諸条件を満足させる会社を意味する。

(A) このような会社の総収益（第993条(f)の定義）の95％以上が有効な輸出収益（qualified export receipts）（第993条(a)の定義）からなっていること。

(B) 課税年度末の有効な輸出用資産（qualified export assets）（第993条(b)の定義）の調整金額（adjusted basis）が課税年度末の会社の総資産の調整金額合計の95％以上であること。

(C) このような会社は1種類の株式以上を持つ必要がないとしても，その発行株式の額面総額が課税年度1日当り少なくとも2,500ドルであること。

(D) その会社がDISCとして処理されるには本条(b)に従った選択をしていること。このような選択はその課税年度から有効である。」Commerce Clearing House, Inc., *Internal Revenue Code*, 1972, p. 4316.

上記(A)～(D)について歳入法はさらに規定しているが膨大になるため省略する。ただここで述べておかなければならない関係事項を説明しておこう。DISCと認定されれば課税所得の50％に対して連邦税の課税繰延べを許している。残りの50％は株主から直接課税しようとするものであるが，株主も利益配当を受けたとき，その株式を売却したとき，もしくはその会社がもはやDISCの資格を持たなくなったときのみ課税される。配当とされるものにはDISCの利益の50％，その他のみなし配当（deemed distributions），及び以前に株式配当課税対象であった配当所得以上を実際に分配した超過額である。これらの配当は会社間の85％あるいは100％

の受取配当所得控除を受ける資格はない。また，DISC と親会社との連結納税制度も禁止している。Commerce Clearing House, Inc., *1973 US Master Tax Guide*, 1972, pp. 455—456.

このように DISC と認定されれば 50％の租税繰延優遇策が与えられたのは，米国の輸出不振を救済し，国際収支を改善しようとしたものであるが，米国内に tax haven が創設されたという批判が随所に見られる。R. J. Barnet & R E. Müller, *Global Reach : The Power of the Multinational Corporations*, 1974.（曽野和朗，多国籍企業問題入門，青林書院新社，83—84 ページから）R. D. Robinson, *International Business Management : A Guide to Decision Making*, 1973, pp. 556—557.（入江猪太郎，『国際課税対応戦略』，多国籍企業研究会編，多国籍企業経営戦略の展開，マグロウヒル好学社，264—265 ページから）

けだし，DISC と認定されるものは大企業とくに，製造企業の子会社であることが一般的だからである。（もちろん，輸出の仲介を専らとする商社も含まれている。）租税優遇策はこれだけにとどまらず，DISC との transfer pricing に対して適正基準（arm's lenght）の適用を緩和していることも大きな租税特典となっている。なお，DISC としての認定を受けるには上記(A)〜(C)を満たすもので，しかも課税年度初日に特定の 1 株主のサインを付した Form 4876 の提出を義務づけている。Commerce Clearing House, Inc., *1973 US Master Tax Guide*, 1972, p. 456.

6) Shoup, *op. cit.*, p. 16.

六　国際的二重課税

伝統的に租税徴収及び租税査定権は各国の主権のもとに独立の体系のもとで実施される。そのため国外に支店や小会社を多く所有する多国籍企業は各国の制度の違い及び租税査定及び徴収権の主権不可侵の原則から巧みに税負担の軽減を図っているのが現状である[1]。各国がその現実を認識するや不正申告除去のため互恵的な租税条約を結んできている。この条約締結の動機は多国籍企業の二重課税問題と絡んで出てくるときもあることは二のところで述べたとおりである。両国の税法が異なることは二重課税の危険と同時に租税回避を受ける危険の両面を持ち合わせているといえよう。そのため二重課税問題は脱税問題と併行して考察しなければならない問題である。事実，フランスの国連報告書によると「二重課税こそが我慢できない納税負担を少しでも回避するための不正手段を利用せざるを得ないというのが納税者の主たる

理由の一つである[2]」と述べているのはこうした背景からである。

二重課税問題が両国の合意のもとで例えば外国税額控除制度の導入等により除去されたとしても，嘗て行ってきた不正手段はそのまま生きながらえる可能性が強いといわなければならない。その結果生じる過小申告の危惧が各国ともに感じているならば二重課税問題を各国政府が積極的に除去しようとする動きは停滞せざるを得ないであろう。

二重課税除去の方策として外国税額控除制度がある。具体例として二重課税の実例を一つだけあげてみよう。多国籍企業の親会社P社は資本輸入国I^1国とI^2国にそれぞれS^1社及びS^2社を所有しているとしよう。S^1からS^2への輸出価格(即ち，transfer price)を高価格にしたとしよう。するとI^2国の税務当局は仕入原価が高すぎると判断し，それを引き下げる査定をしたとする。このためI^2国は仕入原価引き下げの結果，法人税の税収増が期待できた。他方，I^1国の税務当局は最初の売上価格すなわち high transfer price に対し認定を行いすでに課税済みであったということと，すでに過大納税部分を還付請求する期限が過ぎてしまったという状況下を想定しよう。この場合，I^1国のS^1社は高税額を支払い，I^2国のS^2社も低税額の否認により高税額査定され，それを支払っている。すなわち，多国籍企業全体にしてみればI^2国の否認により増額された所得額は本来transfer priceという内部振替価格問題であるためI^1国でその部分を減額すべきであっても，I^1国の主権のもとで作られた税体系のもとでは減額できない状況なのである[3]。この種の問題はこのほか多く存在する。そのため二重課税の危険の現存から多国籍企業としてはその負担に耐えうる実力養成が必要ということで益々税務不正手段を巧みに利用しようという悪循環はどこかで切らねばならない。そのため租税条約や租税協定が結ばれる必要がある。これらの方向に持っていくにもそれぞれの国の実情を加味しなければならず，これについては十二の項に譲りたい。

1) 曽野和明，多国籍企業問題入門，青林書院新社，昭和53年，70ページ。

2) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Developed and Developing Countries, Third Report,* New York, 1972, p. 120.

3) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 6.

七　配当所得二重課税緩和策

企業所得に対して第1段階として法人税，第2段階として株主の受取配当所得に対する所得税を課せば，企業所得を法人レベルと株主レベルの両者に税を課すことになり二重課税問題が発生する。このため各国はこの側面での二重課税緩和のためさまざまの対策が講ぜられている。多国籍企業の対外直接投資の決定が各国の対策の度合に大きく依存しているといえよう。我国も配当所得に対する税額控除制度を許しているが，これについては今日多くの参考文献が出されているためそれに譲りたい。[1] ここでは欧米諸国のうち西独，フランス及び米国の二重課税緩和策について考察することにしよう。

西独の二重課税緩和策は企業所得を配当充当所得と配当非充当所得の二つに分け，前者は後者より低い法人税率を課し，同時に株主の受取配当所得には何ら課税しない方式をとっている。このように法人税率を二本立てにしていることから西独の法人税制は『分離税率』方式 (split rate system) といわれている。[2]

他方，フランスでは法人税レベルでは何らの調整を行わず，株主の受取配当所得の段階で配当所得の税額控除を受ける方式をとっている。これを簡単な仮設例を用いて説明してみよう。

(a)企業所得100万フランに対して50％の法人税率が課される。

(b)税引後企業所得はすべて株主配当に充当される。

(c)株主の個人所得税率は累進税率であるが単純化のため平均として40％であるとしよう。

(d)フランス独自の株主受取配当はアボワール・フィスカル (avoir fiscal) がとられている。この場合(1)実際受取配当50万フランのほか，(2)アボワール・フィスカルとしてグロスアップされた配当として実際受取配当の半分，すなわち25万フランからなると仮定されている。

(e)グロス・アップされた配当所得に対して(c)で仮定された個人所得税率40％が課されることによって総所得税額は30万フランとなる。

(f)総所得税額から配当税額控除が許容される。後者は実際受取配当の丁度半分に相当し，また同時にアボワール・フィスカルとしてグロス・アップされた配当所得（25万フラン）に相当する。純所得税額はしたがって5万フラン（＝30万フラン−25万フラン）となる。

(g)かくして企業レベルの法人税額50万フランと株主レベルの所得税額5万フランを合計すると総合税額は55万フラン，総合税率55％となる。

上記をより明白にするため計算表を第3表に示してみよう。

第3表　フランスのアボワール・フィスカルのもとでの税額計算例

イ　税引前純所得	100			
ロ　法人税額，税率50％				50
ハ　税引後純所得	50			
ニ　税引後純所得を残らず株主配当に充当すれば				
ホ　株主受取配当				
(1)　実際受取配当		50		
(2)　アボワール・フィスカルとしてグロスアップされた受取配当		25		
（株主のグロスアップ配当課税所得）		75		
ヘ　株主の個人所得所得税率を40％と仮定した株主の総所得税額			30	
ト　配当税額控除（実際受取配当の50％）			25	
チ　株主のグロスアップ配当所得に対する純所得税額				5
リ　法人税額及び所得税額の総合税額（ロ＋チ）				55
ヌ　総合税率				55％

出所：Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinaional Corporation on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 24.

上記の例では株主の個人所得税率が40％と仮定されているため二重課税問題は5％だけ存在していたことになる。つまり，個人所得税率は累進税率となっているため個人所得税率の高低いかんにより課税超過となったり不足となったりする。上記の例で，丁度，株主の所得税率が33.33％のとき総合税

率は 50 %となり二重課税問題は解消する。[3]

西独とフランスの配当所得二重課税緩和策を見てきたがこれは多国籍企業の対外直接投資に影響する。たとえばフランス本国に多国籍企業の親会社を有しているものが西独に子会社を有している場合を想定しよう。フランスは既述のようにフランス国外で得た所得が配当として還流しようが課税しない国内基準税制を採用している。そのため西独にある子会社が獲得した企業所得を配当所得として振り向ければ西独小会社の税負担が軽減され，税引後所得をたとえフランス本国に配当送金してもフランスが外国からの受取配当に対して課税しないため多国籍企業全体の税負担は軽減されることが明白である。[4]

他方，世界基準税制をとっている西独や米国では多国籍企業の親会社が西独や米国にありフランスに子会社を有しておれば，フランスにある会社の企業所得は他の国内企業と同時に課税されるが株主レベルの受取配当の税額控除を受ける資格を有するものはフランス国内の株主に限定されるため一見不利のように見える。そのため米国では米国内の多国籍企業を救済するためフランス等諸外国内で小会社が支払った法人税(及び配当源泉課税)を税額控除することを許している。このため米系多国籍企業にとってフランスに子会社を設立することが必ずしも不利といえないのである。[5] しかし，国の歳入レベルで考えれば米系多国籍企業がフランスより西独の配当充当所得低税率体系の方が税額控除を許す額が少なくなることは明白であろう。

米国では上記のように外国税額控除の制度は進んでいるものの西独のような分離税率の採用も，フランスのようなアボワールフィスカルによる税額控除の制度の採用も行っていない。したがって，この方面では『古典体系』(classical system) といわれている。[6]

1)　外国小会社や特定外国小会社等からの受取配当を含まない国内だけに限定した受取配当とそれに対する税額控除については一般の法人税解説書を参照されたい。昭和53年より導入されたタックスヘイブン対策税制としての特定外国子会社等からの受取配当に対する外国税額控除については次を参照されたい。石山嘉英,「タックスヘイブン対策税制の創設」, 税務弘報, 昭和53年6月号, 86—94ページ, 渡辺淑夫,「外国税額

控除制度と税務処理上の留意点」，税務弘報，昭和53年7月号，38—49ページ，小沢進，山中元，小田嶋清治，「特定外国子会社等の留保金額の益金算入」，税務弘報，昭和53年10月臨時増刊号，714—730ページ。

2) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 23.

3) *Ibid.*, pp. 24—25.

4) *Ibid.*, p. 26.

5) *Ibid.*, p. 26.

6) *Ibid.*, p. 26.

八　配当源泉徴収税

多国籍企業の税負担は法人税のみならず外国子会社から親会社に配当送金される時の配当源泉徴収税をも負うている。先に示した第2表の名目税率のほか各国がそれぞれの主権で決めた源泉徴収税率の高さが対外直接投資の決定要因として大きく浮び上ってくる。多国籍企業の税負担はたとえば対外投資（I国）の法人税率が50％で源泉徴収税率が30％の場合，50％×1.3＝65％の合算負担率となり，この率の高さが大きな意味を有することになる。

多国籍企業の親会社（P社）の小会社（S社）所在国（I国）は名目的な配当支払のほか隠された配当にも課税権を有することは当然であり，調査活動を盛んに行っている。査定された配当支払に対し源泉徴収税率が乗ぜられるが，その率は各国ともさまざまである。たとえば，デンマーク，アイルランド，イタリー，トルコ，英国及び米国では30％以上の配当源泉徴収税率を課している。そのため各国はこの税率を互恵的に引き下げるのが好ましいと判断して租税条約を促進させているのが現状である。その模範となるのが1963年に作成されたOECDモデル租税条約であり，これによると配当受領会社（即ち親会社）が配当支払会社（即ち小会社）の25％以上の資本を所有していれば，源泉徴収モデル税率は5％とし，その他は15％に引き下げるべきだとしている。後者の税率で互恵的租税条約を結んでいるのは米国はじめ多くの国があるとされている。[1)]

西ドイツでは OECD の 25 %以上資本所有条件を満たせば 5 %でなく僅かに 0.15 %の源泉徴収税率に引き下げ，その他であれば 25 %にしている。デンマークでは二本立ての源泉徴収税率にしている。同様の資本所有条件下で親会社が米国，英国の場合には 5 %に引き下げるが，西ドイツの親会社であれば 10 %にしか引き下げないというものである。[2)]

OECD モデル税率により源泉徴収税率を互恵的に引き下げようとする動きに対して，これに追随しそうもない諸国が存在する。これは発展途上国の諸国であり，それらは対外直接投資を受け入れることにより経済発展を促進しなければならず，そのため法人税の名目税率及び実質税率を低く押さえて多国籍企業を誘致する必要がある。他方，発展途上国は歳入不足にあえいでいるのが普通であり歳入確保の手段として配当に対する源泉徴収税率を高めにする必要がある。これは同時に外国への配当送金を出来るだけ押さえ，発展途上国の国内に資金を留保させ，国内での再投資を図らせ，国際収支を安定させるためにも有益と考えられているのである。[3)] このように OECD モデルに追随できる国と国益上追随が困難である国があることを念頭に入れておく必要があろう。

1) Peggy B. Musgrave, "International Tax Differentials for Multinational Corporations : Equity and Efficiency Considerations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 54.
2) *Ibid.*, p. 54.
3) *Ibid.*, p. 55.

九　各国の租税優遇策

多国籍企業の対外直接投資を受け入れるための各国の租税優遇策は Shoup 氏によると次の三つのグループからなるとされている。

(1)先進国のうち失業問題や国際収支問題で苦しんでいる国の租税優遇策。
(2)工業化促進のために国内資本だけでは不充分なため外国資本の導入を促進させようとする発展途上国の租税優遇策。

(3)国内で工業化を目指そうとせず専ら金融及び商業活動の振興を目指そうとするtax haven国の租税優遇策。

以下，これらについて述べていくことにしよう。

第1グループの租税優遇策は英国のように失業問題や国際収支問題に苦しんでいる先進国である。英国では外国資本導入と国内産業振興のための租税優遇策として製造用機械及び設備(若干の例外がある)に対して購入時に100％減価償却を認めるという自由減価償却(free depreciation)の規定をもり込んでいる。[1] 英国と同様の寛大な減価償却規定を許す国としてそのほかデンマーク，ギリシャ，アイルランド，及びイタリーがあげられる。[2] 初年度100％減価償却を許す国と正常減価償却に制限している国と比較すれば多国籍企業の対外直接投資にとって前者がより有利な資金運用の可能なことは明らかである。たとえば両国とも法人税率が40％で機械及び設備投資原価が100万ドルで正常減価償却が毎年20万ドルの仮定のもとで，初年度100％償却が許されれば償却額の差80万ドルに法人税率40％を乗じた金額，すなわち32万ドルが初年度の節税額となる。しかし初年度100％償却の反動は第2年次以降償却額零となりその企業は多額の納税を強いられることになる。それでもその企業にとって早期に設備原価の全額回収が許されることになり，早くからその回収資金を企業の各方面に活用できるメリットを持つことになる。[3]

この第1グループに属する先進国の租税優遇策は上記の多方面の自由減価償却のほか国策として資本投資の方向転換のために利用されることがある。たとえば軽工業から重工業へとか，商業投資から工業投資へとか，過疎化対策としての投資促進のための租税優遇策である。この場合，国内資本ばかりでなく外国資本の進出があっても同一の租税優遇策を許そうとしている。

したがってこれらのことは国内資本に魅力を増し，国内資本の外国への流出(対外直接投資)を防ぐ役割を持つと同時に，逆に外国資本ことに多国籍企業の対外直接投資を受ける好材料となる。この種の租税優遇策は減税によって一見歳入減をもたらすようであるが，租税優遇策の浸透により国内失業問

題及び国際収支問題の解決を図り，ひいては歳入増をもたらそうとする政策であるといえよう。

現在，国際収支の黒字国である日本や西独もなんらかの租税優遇策をとっている。しかし，これらの国の租税優遇策は「外国資本がそれらの国に進出したり，それらの国の租税優遇策を共に享受するのを何らかの方法で困難にしてきた」，すなわち外国資本と国内資本とを同等の租税優遇策の土俵にあげなかったことからShoup氏はこれらの国の租税優遇策を第1グループの範疇に入れていない。[4)]

次に第2グループの租税優遇策をとる国は工業化を目指している国であり，国内資本だけでは不充分で外国資本の導入を待たねばならない発展途上国である。これらの租税優遇策は5年から10年の tax holiday（租税免除期間）を与えるのが普通である。そして外国資本によって工場，機械，倉庫及び在庫品といった有形資産の投資を促進させようとする。これらのグループの租税優遇策には国内資本の参加を条件にしたり，国内労働者の雇用を条件にしたりすることが多い。ふつうこの種のグループの租税優遇策は狭い特定産業に限定することは少ない。しかし，メキシコのように特定地域に租税優遇策を限定することがある。メキシコは米国との国境線に国際貿易地域(International Trade Zone)を設けて，その地域内で活動する多国籍企業は該当するメキシコの州からの地方税及び製造に用いられる原材料のメキシコ関税が免除されている。この種の租税優遇策も第2グループに属するといえよう。[5)]

最後の第3グループの租税優遇策をとる国は tax haven 国である。[6)] これらの国は国境内で工業化を目指そうとするのではなく，金融及び商業活動の振興を目指そうとしている国である。それらは国境内での利益に対して非常に低い税率しか課していない。そのため多国籍企業はこれに目をつけ大いに利用しているのが現状である。Shoup 氏によると多国籍企業が tax haven 国で小会社を設立し，他の第3国の子会社または本国の親会社から低価格で原材料，製品等を買い付け，それらを高価格でその他の国（もしくは国内）に販

売するとされている。これらの価格はいわゆる多国籍企業の transfer price であり，この操作により tax haven 国に多額の利益を実現させ，本国もしくは他の高税率国の利益を圧縮して税負担の軽減を図るために利用されている。tax haven 国に設立された多国籍企業の子会社はいわゆるトンネル会社の形態をとることになろう。これに対して多国籍企業の本国及び多国籍企業の他の高税率国内の子会社所在国の税務当局は自国の歳入減につながる transfer price の操作に疑念を抱き，調査しようとするが商品の種類，品質等の差異が多いため，さらに tax haven 国からの協力が得られないため仲々うまくいっていない。それは tax haven 国では transfer price の操作のための支店や小会社の設立を歓迎しているのが現状であるからである。

tax haven 国のうち国内基準 (territorial principle) 税制をとっているか，もしくは何ら法人税を課していない tax haven 国では外国で得た利益に対する配当，権利等使用料その他 (すなわち，みなし配当) に何ら課税しない。この場合の多国籍企業は第3国子会社の利益を本国の親会社に直接送金することなく，上記 tax haven 国を経由させて本国に送金することがある。すなわち多国籍企業は本国で多額の租税負担の軽減を図るのに tax haven 国の子会社を利用しているのである。たとえば，本国の親会社 (P社) が二つの発展途上国で子会社をそれぞれ S-1 社，S-2 社を設立し，さらに tax haven 国で S-3 社を設立したとしよう。S-1 社の利益は tax haven 国の S-3 社に配当として送金され，それが次に S-2 社に送金され，最後に本国の P 社に送金されることがある。多国籍企業が多くの国で小会社を設立していれば上記のことが可能であり，本国に送金された貨幣がどこで得た利益か，もしくは単なる債権の回収なのか判別しにくいように加工されることになる[7]。本国が外国利益については配当受領時に課税するという世界基準 (world-wide principle) 税制をとっていればこうした操作が行われると税の査定及び徴収が困難になることになろう。そのため本国では世界基準税制を拡大し，外国利益の発生時に課税対象とすれば tax haven 国を中心とした transfer price の操作が減少することになろう。このときの税の査定も仲々困難であるが Musgrave 氏

によると米国の1962年度歳入法はこの方向で努力し，tax haven 活動による租税回避の阻止に向けた対策であるとしている。[8]

上記第2グループ及び第3グループは発展途上国の租税優遇策といえよう。四の例で見たように対外直接投資先国の税率が米国の税率の半分以下であり，投資先国の税引後利益を直ちに米国に送金すると仮定すれば，投資先国の税率が下がるほど米系多国籍企業の税負担率は上昇する。これは米国で外国税額の控除を受ける金額が徐々に少なくなるからである。そこで多国籍企業は対外投資先国（I国）に圧力をかけ，I国が米系多国籍企業の子会社に対し租税優遇策を許容したのを米国がその効果を相殺しないような租税措置をとるよう要求させている。つまりI国で許容した租税節約許容額の一部を米国で外国税額控除に算入できるような要求をしているのである。[9] しかし，この要求を米国が直ちに受け入れるわけにはいかない。低税国I国の存在は多国籍企業にとって本国に配当送金しなければ課税を免がれ，しかも transfer price によって利益配分の手段として用いられ，しかも本国に配当送金がなかったかのような送金手段が多く用いられている現状では，これ以上多国籍企業を喜ばすことはないとされているからである。

1) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 16.
2) Peggy B. Musgrave, "International Tax Differentials for Multinational Corporations : Equity and Efficiency Considerations," in United Nations, *op. cit.*, p. 54.
3) Shoup, *op cit.*, p. 16.
4) *Ibid.*, p. 16.
5) *Ibid.*, pp. 16—17.
6) 我国税制で tax haven とされている国又は地域は27が指定されているが（昭和53年3月31日付大蔵省告示第37号），西ドイツの場合が31，フランスの場合が40の国又地域となっており，アメリカとカナダは国名を表示した具体的な指定はない（小林進，「多国籍企業における租税回避行為」，税務弘報，昭和53年7月号，64ページ）。大蔵省告示第37号には別表第1から第3まで掲げられ別表第1には全所得軽課税国等，別表第2には国外源泉軽課税国等，別表第3には特定事業所得軽課税国等の国名

が列挙されている。これらを説明するならば次の通りとなる。別表第1に掲げられている全所得軽課税国等に挙げられた15カ国又は地域のうちアンドラ，バハマ，バハレーン，バミューダ，ケイマン諸島，ナウル，ニュー・ヘブリデス，タークス及びカイコス諸島の8カ国又は地域は法人所得に対する租税は全く存在しない。その他の国又は地域は法人の所得に対する税負担が著しく低いところであり，具体的には，英領チャネル諸島20％又は300ポンド，英領ヴァージン諸島15％，ジブティ15％，香港17％，マン島21.25％，リヒテンシュタイン最高20％及びマカオ10％の税率となっている。

別表第2に掲げられている国外源泉所得課税国等はパナマだけである。パナマは国内源泉所得についてのみ所得税を課税している。所得税の税率は20～50％の累進税率であるが，国外源泉所得には課税していないため，進出企業の実質税負担は極めて低いものとなっている。

別表第3に掲げられている特定事業所得軽課税国等には27カ国又は地域が列挙されているが，それらは次のように分類できる。

a　アンティグァ，バルバドス，グレナダ及びセント・ヴィンセントについては，インターナショナル・ビジネス・カンパニー（国際事業法人：International Business Company）の事業が指定されているが，このインターナショナル・ビジネス・カンパニーとは，それぞれの国又は地域の領域内に居住するが，当該領域内で事業を遂行しない法人で，領域内居住者によって支配されていない等の要件を満すものをいう。インターナショナル・ビジネス・カンパニーのうち投資会社（証券の売買，保有又は管理を専門に行う会社をいう。）でないものについては免税（アンティグァバルバトス，グレナダ），投資会社であるものについては軽減税率（アンティグァ及びバルバドス2.5％，グレナダ授権資本の5％又は1万ドルのいずれか大きい額）が適用される。なお，セント・ヴィンセントについては，投資会社であるか否かの区別なく軽減税率2.0％である。〔International Business Companies (Exemption from Income Tax) Ordinace（又は Act)〕

b　ジブラルタルについては，イグゼンプト・カンパニー（免税法人：Exempt Company）の事業が指定されているが，このイグゼンプト・カンパニーとは，払込資本金が100ポンド以上，財務長官の承認なしに領域内で事業に従事しないこと，ジブラルタル居住者が株主でない等の要件を満たす法人をいい，免税証明書が効力を有する限りにおいて免税とされる。ただし，一定額のフィー（年200ポンド程度）が課される。〔Companies (Taxation and Concessions) Ordinance, 1967〕

c　ジャマイカについては，インターナショナル・ファイナンス・カンパニー（国際金融法人：International Finance Company）の事業が指定されているが，このインターナショナル・ファイナンス・カンパニーとは，金融取引に従事する法人で，資本の95％以上が非居住者に保有されている等の事件を満たす法人である。適用

税率は2.5％である。〔International Finance Companies (Income Tax Relief) Act, 1971〕

d　リベリアについては，ノンレジデント・ライベリアン・エンティティー（非居住リベリア企業：Nonresident Liberian Entity）の事業及び船舶又は航空機の運航，貸付け又は売買に係る事業が指定されている。

ノンレジデント・ライベリアン・エンティティーとは，法人に関しては，議決権の25％超をリベリア居住者に保有されておらず，リベリアで活動を行っていない等の要件を満たす法人で，リベリア法に基づいて設立された法人をいう。所得税は免除される。ただし，ノンレジデント・ライベリアン・エンティティーが「ノンレジデント・スティタス」に基づいた事業活動を行う限りにおいては，課税されるべき利得はないこととなるが，国内源泉所得がある場合は，当該部分について課税される。

船舶又は航空機の運航，貸付け又は売買から生ずる所得は，もっぱらリベリア国内での運航から生ずるものを除き，所得税を課されない。〔1977年改正リベリア法典第37節（歳入財政法）〕

e　ルクセンブルグについては，ホールディング・カンパニー（持株会社：Holding Company）の事業が指定されているが，このホールデング・カンパニーとは，他の法人への参加から利益を得ることをもっぱらとし，自ら産業上，商業上の活動を行わない法人をいい，出資税及び登録税を除き，一切の租税が免除される。〔持株会社の租税上の地位に関する1929年7月31日の法律〕

f　モントセラトについては，オフショア・カンパニー（域外法人：Off-shore Company）の事業が指定されているが，オフショア・カンパニーとは，域内に登録されているが域外で活動を行っている法人である。税率は20％であり，付加税（Surcharge）は課されない。〔Income Tax Ordinance, 1967〕

g　オランダ領アンティールについては，インヴェストメント・カンパニー（投資法人：Investment Company）の事業及びパテント・ホールディング・カンパニー（特許権持株会社：Patent Holding Company）の事業が指定されている。

インヴェストメント・カンパニーとは，その目的が株式その他の参加証書のような証券，社債及びその他の債券への投資をもっぱら又は専一に行う法人である。

パテント・ホールディング・カンパニーとは，その目的が著作権，特許権，意匠権，秘密方式又は公式，商標権等の譲渡又は貸与から所得を得，又は映画フィルム，産業上・商業上の機器，鉱物その他の天然資源採掘に関し，賃貸料又はロイヤルティを得ることをもっぱらとする法人である。

両法人とも税率は2.4～3.0％である。〔Profit Tax Ordinance, 1940〕

h　セント・ヴィンセントについては，インターナショナル・ビジネス・カンパニーの事業のほか，インターナショナル・カンパニー（国際法人：International Company）の事業が指定されているが，このインターナショナル・カンパニーとは，課

税免除の登録を行っている等の要件を満たす法人であり，完全な租税免除が与えられている。〔International Companies Act. 1976〕

i　スイスについては，ホールディング・カンパニー（持株会社：Holding Company）の事業及びドミサイル・カンパニー（居所会社：Domicile Company）の事業が指定されている。

ホールディング・カンパニーとは，他の法人への参加から利得を得ることをもっぱらとする法人であり，当該法人の利得のすべてが他への参加から生じたものである場合には，連邦国防税（所得税）は課税されない。また，たとえ課税された部分があったとしても最高9.8％であり，ほとんどの州及び市町村では免税とされる。

ドミサイル・カンパニーとは，スイスに登録された事務所を有するが，スイスにおいてはいかなる営業活動も行わず又は外国での営業活動のためにのみスイスに事務所を有する法人である。この法人は，スイスにおいて事業を行う法人と同様に課税されるが，9.8％が最高限度であり，また，ほとんどの州及び市町村では所得税が免税とされている。〔1940年12月9日連邦国防税の徴収に関する連邦決定〕

小沢進，山中元，小田嶋清治，「特定外国子会社等の留保金額の益金算入」，税務弘報，昭和53年10月臨時増刊号，727—729ページ。

7) Shoup, *op. cit.*, p. 17.

8) Musgrave, *op. cit.*, p. 56.

米国の1962年度税法改正により「国外からの収入」の項にSubpart Fなる節を加え一定の条件下の国外子会社の所得を配当送金があるか否かにかかわらず米国の課税ができるようにしている。すなわち，1962年の歳入法第951〜964条では，米系多国籍企業の支配下にある外国の販売，サービス及び持株会社による所得（外国基地会社販売所得，外国基地会社役務提供所得，外国人的持株所得）はそれが本国に送金されようとされまいとにかかわらず，獲得された時点において課税することが規定されている。この規定の適用は米国人もしくは米国会社により「支配された外国法人」(Controlled Foreign Corporation) に対してであり，「支配された外国法人」とはその議決権株の50％以上が米国の株主の手中にある法人であり，しかも一定種類の所得（販売，サーヴィス，持株による所得）が全所得の30％以上になっている「支配された外国法人」に対してSubpart Fの規定の適用を受けるとされている。さらに申告義務は上記「支配された外国人」の議決権株の10％以上を所有する米国の株主となっている。すなわち，「支配された外国法人」は米国の株主が複数になって50％以上所有すれば足り，申告義務は各株主が10％以上所有か否かによって判定される。

上記Subpart Fでは一定種類の所得を一定割合以上獲得する外国法人とされていることは，逆にいうならば製造業を営む外国小会社の所得は従来どおり本国に送金されるまで課税の延期が認められている。そこで，最近において，販売，サーヴィス，持株機能を営む外国子会社に製造機能を付加させようとする傾向が見られ，それによって税繰延の恩典を獲得している。実際問題として，所得のうちどれだけが製造活動

による所得でありどれだけが販売，サーヴィス，持株機能による所得であるかを見分けることが困難である。一流の租税権威者でも Subpart F の規定は信じがたいほど複雑であり，結局，骨抜きされた規定となっているという。亀井正義，国際企業経営論，所書店，96—97 ページ，Endel J Kolde, *International Business Enterprise*, New Jersey, 1968：山田栄作，野村忠訳，多国籍企業の経営学，鹿島出版会，362 ページ，曽野和明，多国籍企業問題入門，青林書院新社，81—82 ページ，本浪，竹本，村井，岩崎共訳，多国籍企業と課税問題，ミネルヴァ書房，訳注 89—90, E. A. Owens, "International Aspects of Income Taxation", in Harvard Law School, *Taxation in the United States*, Chicago, 1963, pp. 1042—1080.

なお，Subpart F に類似する規定は我国税法でも導入された。それは租税特別措置法第 7 節の 3 であり，tax haven に所在する一定条件下の外国子会社を特定外国子会社等とし，法人税施行令第 146 条の外国子会社の規定よりも限定したものとなっている。Subpart F とは所有関係についての限定は Controlled Foreign Corporation と特定外国子会社等とは同じだが我国の場合，一定種類の所得と割合についての限定をしていない。

1960 年代の終りから 1970 年代のはじめには海外投資がますます政治問題化し，Subpart F 規定の改正問題が議論された。すなわち，組織労働者は海外直接投資が国内の雇用機会を喪失させるとして，税法面からその制限を図るようにキャンペーンを敷いた。1973 年のバーク・ハートケ法案として知られる外国貿易投資法案がそれである。これにより外国税額控除と配当送金時までの課税繰延べ措置を葬り去ろうとした。しかし，ニクソン政府，議会の両党有力議員や資金の潤沢な議会工作諸団体は反対にまわり，多国籍企業の既得権を維持するのに成功している。Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York, 1975：山崎清，多国籍企業没落論，ダイヤモンド社，137 ページ。

9) Musgrave, *op. cit.*, p. 48.

十　Transfer Price の操作による租税回避策と各国の対応

Barnet 及び Müller 両氏によると米国において上位 100 社の米系多国籍企業の利益に対する 1969 年の税率平均は 26.19 %であったのに対し，それ以外の企業の負担した平均税率は 44 %であったとしている。企業の大規模化に伴ない租税負担率が軽減するものの対外直接投資を行っている多国籍企業の租税負担率は他と比較して極めて低いことを物語っている[1]。このように多国籍企業の租税負担率の極端な軽減は transfer price の操作により低税率国の子会社に利益を集中させていることによるのであろう。多国籍企業は外国

に多くの支店や小会社を有しているため本国が高税率国であれば支店や小会社を通じて本国では高価格輸入と低価格輸出を行うという transfer price の操作が可能となる。[2] この操作は輸入及び輸出の相手先が多国籍企業の関係会社同士であれば本国の税務当局は租税回避の疑いを一層深めることは明白である。また表面上非関係会社との取引であってもよく調べると実質上関係会社との取引であったことはよくある事実である。いかに transfer price が関係会社間で任意に決定されているかはパキスタン及びガーナの税務当局の国連での討議により明らかである。パキスタンによると「パキスタンで事業している外国企業はパキスタンの子会社に半製品を正常価格の 1,000 倍で販売していた」と報告しているし，ガーナによると「1972 年 3 月の無差別に抽出した 22 通の送り状は精製糖の委託販売で 15 %，薬品では 1600 % 以上の異常数値になる価格の上昇であった」と報告している。[3] このような例は先進国にある多国籍企業が tax haven 国に低価格輸出し，そこからさらに高価格でパキスタンやガーナ（16 倍から 1,000 倍）に輸出したものであろう。

輸出入が独立の第 3 者との取引であり，しかも本国の輸出入業者と外国の輸出入業者との間に共謀がなければ高価格輸入の疑いはない。しかし，前述したように表面上の偽装であるかどうか調べなければ抜け道だけとなるのは事実であろう。本国における高価格輸入はその国の法人税の歳入を削減させるばかりか国際収支の悪化を招くことになろう。適正な取引価格か否かは税務当局の判断が求められる。その基準が適正取引基準 (arm's length transaction principle) と呼ばれるものであり，[4] 現実には品質の差異，時間及び地理的な市場条件の差異についても考慮が必要であり，正常価格の査定は非常に専門的知識を必要とする困難な仕事であることがわかる。たとえば，国連討議でのメキシコ発言で「何ら国際的価格がないか或いは正確に決めるのが困難な多くの製品がある。その上にその他の価格構成要素，たとえば輸送業まで同時に行っている国際的企業の場合の運賃にも操作のあとが見られる」と報告している。[5]

このように複雑かつ困難な問題を抱えるため国際的な情報交換の必要があ

ろう。国際的な情報を税務当局が入手しなければ，異常価格になるまで調査する部分すらわからないという危険な状態に陥いる可能性が強い。

そこで各国が多国籍企業の transfer price の操作による高価格輸入と低価格輸出に対する対応策をどのようにとっているか国連での討議を参考に要約してみよう。

高価格輸入[6]：

インド……適正原価か適正販売価格の適正取引基準で査定。本国や他の第3国送金時の配当が合理的か否かを判断。支払手数料，権利等使用料支払額も考慮。輸入関税との関係は見えない。

イスラエル……高価格輸入に対し国内子会社に課税。支払手数料，権利等使用料支払額を考慮。価格構成要素が異常でないかどうかも勘案。同種の他の取引と比較して判断。輸入関税との比較検討を行う。

パキスタン……異常であれば価格を引き下げさせ利益を増加させる。

オランダ……他の国内子会社との利益率比較。高価格輸入は隠し配当(hidden divident) の疑いを持つ。輸入関税の比較検討を行う。

スイス……原価プラス利益方式で査定。国内子会社が宣伝・販売活動をしていれば低価格に据え置く。超過価格は配当とみなす。輸入関税との関係は見ない。

米国……他の国内子会社との利益率比較。支払手数料，権利等使用料支払額も考慮。

低価格輸出[7]：

インド……正常販売価格に評価しなおす。取引毎基準で正しい利益を見積る。適正取引基準で市場販売価格及び費用の合理性を査定。親会社に欠損金が出れば transfer price を不問。国内に対する販売と同一販売価格方式をよき指針とする。相手先小会社の取引量，競争条件，市場占有達成の努力及び広告費を考慮。

イスラエル……適正基準で査定しなおす。相手先が関係会社であれば市場価格を基礎に利益の再配分を行う。非関係会社との市場販売価格で査定。親

会社に欠損金が出ればtransfer priceを不問。国内に対する販売と同一販売価格方式。相手先小会社の投資額，取引量，競争条件，市場占有達成の努力，広告費及び親会社対小会社の相対的利益率を現実には考慮。

パキスタン……国内に親会社がないから問題外。

オランダ……原則として適正取引基準。比較可能な価格がないときは売上高利益率，資本利益率，従業員数，原価等あらゆる要因を加味して査定。親会社が継続して欠損金が出ればtransfer priceが不適正と見る。国内に対する販売と同一販売価格方式。相手先小会社の投資額，取引量，競争条件，市場占有達成努力，広告費及び親会社対小会社の相対的利益率を考慮。

スイス……異常な低価格輸出のときのみ利益査定。連結利益を資産とか売上高を基準に配分しない。親企業に欠損金が出ること自体に疑問。国内に対する販売と同一販売価格方式。相手先小会社の投資額，取引量，競争条件，市場占有達成の努力，広告費及び親会社対小会社の相対的利益率を考慮。そのほか相手先国の価格統制の度合，親会社の遊休設備利用状況，相手小会社の親会社の費用肩代わり状況を調査。

米国……連結利益を資産とか売上高を基準に配分しない。親会社に欠損金がでてもtransfer priceを不問にせず，国内に対する販売と同一販売価格方式。相手先小会社の投資額，取引量，競争条件，市場占有達成の努力，広告費及び親会社対小会社の相対的利益率を考慮。

以上，国連での討議をふまえて各国の高価格輸入と低価格輸出を引き起すtransfer priceに対する調整の技術が要約されたかと思う。上記では高価格輸入と低価格輸出問題を個別に取り扱ったが両者はtransfer priceの問題ということで共通した問題でもある。そこで，再度国連では各国のtransfer priceの調整問題を討議しているので紹介してみることにしよう。[8)]

インド：

(a) transfer priceの調整を必要とする理由は法人税の歳入，関税の歳入，国際収支改善問題にある。

(b)各種財に対して合理的な利益率を許容した適正取引基準で査定。

(c)生産利益と販売利益に配分する。

(d)同種財の価格に対する情報交換が必要。

(e) transfer price に対する国際的紛争の解決のための条約を作れ。

イスラエル：

(a)適正取引基準で統一して実施すべきである。

(b)比較可能市場価格法 (comparative market price method) で当座市場価格 (current market price) がよい。税務当局の専門家が査定。

(c)米国の safe-haven 法 (租税回避防止法) は次のときに役立つ。

①同業者の利益率ないし費用水準比較。

②特定国の利益率比較。

③工業の場合，原料対売上高の比較。

(d)市場価格との差があるときガイドラインが必要。

(e)不合理な業務成績は調査及び調整の必要を自ら証明するもの。

(f) transfer price は国際的情報交換が必要

パキスタン：

(a) 充分な管理機能がないため取引毎の transfer price の調整は無理であり，むしろ利益率方式がよい。

(b)最も合理的な基準は同種の独立的取引 (similar uncontrolled transaction) との比較がよい。

(c)これには独立の国際機関による各種財の毎年度の価格調整が必要。

(d)これができなければ非関係者に対する再販売価格法 (resale price method) がよい。

(e)(d)ができず加工して売却される財の場合，適正仕入原価に加工原価を加算し，これに利益率を加味する。

(f)(b～e)の調整ができなければ全体的利益配分法もしくは適正利益率の適用がよいが，これは両国税務当局の承認が必要。

スイス：

(a)帳簿上の利益が低すぎると判断したとき調整するが，多すぎると判断した

ときは調整しない。

(b)自由取引が原則なため当局が干渉するのはよくないが，あまりにも経済原則を忘れた取引には調整が必要。

(c)市場価格に絶対価格がない。

①単に価格の高低だけを問題に出来ない。しかし，自動的に認めることも出来ないし，ガイドラインの価格でも不充分。弾力性が必要。

②価格の調査にはあらゆる要因を考慮しなければならない。

③さまざまの市場価格があれば自動的に査定できないから意見を求める必要あり。

④正常時における価格設定基準を探し，業者間で同意した価格を調査せよ。討論の場が必要。

(d)利益幅の調整にあたっては

①全体利益を調べ，他の同業者との比較を行え。できなければ補助手段，たとえば資本利益率，商品回転率，総費用額で比較せよ。

②全体利益のつぎに各事業，各商品，各取引の利益の比較を行え。

③適正取引基準による正常価格の査定は企業との討議が必要。

④利益幅は市場環境，競争，価格統制，通貨変動，初期の高コスト，特定引当金，貸倒損失及び原価あるいは市場条件の変化を考慮せよ。

上記のように高価格輸入，低価格輸出を伴う transfer price の操作に対して各国とも独自の方法で調整しようと努力している。問題の根源は財の輸出入に伴う市場価格を税務当局が合理的に把握できるか否かにかかっている。ことに今日のように経済発展のもとに数限りない種類の財の出現で税務当局の適正な査定がどこまで可能かが問題である。そこで各国の税務当局は市場価格が適正か否かを判断する素材としてまず国際的市場価格[9]から出発する必要がある。これには各国の協力が必要であり互恵的な二国間租税条約のほか国際的な機関を作って情報交換及び紛争の調停を図る必要があろう。これらの解決策は後で見る Shoup 氏の多面的な提案のところで触れることにしよう。

1) R. J. Barnet and R. E. Müller, *Global Reach : The Power of the Multinational Corporations*, Simon and Shuster, 1974.（曽野和明，多国籍企業問題入門，青林書院新社，昭和53年，72ページから）

2) Transfer pricing による租税回避が行なわれた好例として次を挙げることができる。マクダネルダグラス社は1971年に1億4,500万ドル，コンチネンタル石油は1億900万ドル，アルコア社は5,000万ドル，ガルフ・ウェスタン社は5,100万ドルの所得をあげたにもかかわらず，いずれも米国連邦法人税を1セントも払わなかった。朝日新聞経済部，多国籍企業，朝日新聞社，85ページ。

3) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Developed and Developing Countries, Sixth Report*, New York, 1976, pp. 131—132.

米国上院政府活動委員会によると対ソ穀物輸出の際にも transfer price の操作があったとしている。すなわち，世界的な穀物会社カーギル社はソ連向けの小麦をまず低税国のパナマにある100％子会社トレーデックス・パナマ社に輸出し，さらにその子会社はスイスのジュネーブにある系列会社に再輸出し，最後にこの会社がソ連へ1ブッシェル当たり$2.20と米国内価格より10セント高で売り渡した。しかし，小麦は米国で船積みされてからソ連に着くまで，一度も下ろされた形跡がなく，すべてカーギルの本社が書類上，系列会社を中継したようにとりつくろっていたとされている。朝日新聞経済部，前掲書，84—85ページ。

4) 適正取引基準については，日米租税条約をはじめ他の諸国との間で締結した租税条約にその規定が見られる。日米租税条約第11条は「特殊関係者間の行為計算の否認」規定と呼ばれ適正取引基準にのっとって否認することが出来る規定である。それには「一方の締約国の居住者と他の者とが関連を有する場合において，両者の間で独立の者の間の取決めと異なる取決めが作成され又は独立の者の間の条件と異なる条件が課されるときは，その取決め又は条件がないとしたならばそのような関連を有する者のうちいずれか一方の所有若しくは損失又は納付税額の計算にあたって考慮されたであろう所得又は所得控除，税額控除の計算にあたって考慮されたであろう所得又は所得控除，税額控除，その他の租税の減免について，当該一方の締約国の居住者の課税所得の額及び納付税額を計算するにあたり，これらを算入し及び適用することができる」と独立の者との取引と同等の取引に調整しようとしている。具体的には適正取引基準は①comparable uncontrolled price method, ② resale price method, ③ cost plus method が用いられる。

内藤利夫，「海外子会社に対する移転価格の税務問題」，税務弘報，昭和53年7月号，71ページ及び76ページ。

5) United Nations, *op. cit.*, p. 133.

6) *Ibid.*, pp. 91—93.

7) *Ibid.*, pp. 87—90.

8) *Ibid.*, pp. 94—97.

9) 最近，国際的市場価格を設定したことによって大きな反響を呼んだのにOPEC (Organization of Petroleum Exporting Countries) の公示価格 (posted price) がある。これは石油メジャーの産油国関連企業に対して公正な課税を行うために，メジャーの transfer price を無視し，産油国関連企業に対し，公示価格で売り渡したものとみなして課税するのである。Peggy B. Musgrave, "International Tax Differential for Multinational Corporations: Equity and Efficiency Considerations". in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Ralations, Technical Papers: Taxation,* New York, 1974, p. 48.

十一　その他の租税回避策の現状

(1) 利子，権利等使用料及び配当送金

多国籍企業は発展途上国等に支店や小会社を設立しておりその支店や小会社に対し対外直接投資として株式の取得による資本参加ばかりでなく，多くの設備・技術の貸付，また多くの資金の貸付も行っている[1]。それに伴い権利等使用料及び利子を本国の親会社に支払うことになるが，その金額をどの高さにおくかも一種の transfer price であり，操作が可能な領域となっている。多国籍企業は最も有利な租税節減効果を図らんと利子及び権利等使用料の料金決定を行っている[2]。こうして算定されたものには本来正常的には親会社の配当とみなされるものが混入されていることになる。これをみなし配当と名付けるならばみなし配当にせよ正常的な配当にせよ税務当局の管理機能の盲点をつき本国の親会社に送金していることが多い。米国のような世界基準税制をとっている国は外国小会社からの配当送金受領時に本国親会社に課税していることは既述の通りである。そこで多国籍企業は本国親会社に配当送金がなかったように見せかけ，成功すれば課税されないことになる。一つの方向として tax haven 国の子会社に一旦他の諸国の子会社の利益を集中させ，そこから本国に，またはさらに他の国の子会社に迂回させて本国に配当ないしみなし配当部分を送金することが行われている。もう一つの方向としては子会社所在国で無記名有価証券が発行されていることが多いため，配当

及びみなし配当部分の金額の無記名有価証券を購入し，それを本国に送金することによって租税回避を行おうとしている。後者の場合，経済及び金融活動を活発にしようとして作られた無記名有価証券であるが，実質所有者が証明されていないことに着目して利用されるのである。これにより小会社所在国は出来るだけ本国への配当送金を制限しようとして設けられた外国への高率配当源泉徴収税も効力が薄れていくのである。[3)]

これに対する対策は難かしく，最も必要なことは関係国との間の継続的かつ画一的手続による情報交換であると国連の報告書が述べている。米国の税務当局の租税条約関係国から経常情報交換を通じて子会社所在国の子会社の利益の報告が得られれば，米国の親会社の税務申告がより良きものになると報告している。こうして本国での税務申告の正確性がある程度改善され，ひいては国際収支に苦しむ発展途上国の子会社の不正な配当送金，すなわち海外流出を防ぐことになるとしている。[4)]

(2)　給料，賃金及び技術援助報酬

多国籍企業は多くの従業員をかかえ，諸外国に多くの小会社を有するため従業員の往来も激しいのが当然である。それぞれの国は一定額以上の所得でしかも一定期間以上滞在者に対し給料及び賃金所得の課税を行っているのが普通である。さらに親会社から小会社への援助サーヴィスに対して小会社は適当な技術援助報酬を支払わなければならない。しかし，この場合関係会社間の取引となるので公正な報酬額であるかどうかは疑問の余地が大いに残るといえよう。国連のフランス報告書をかりるならば，多国籍企業及びその関係者に対する報酬の租税回避は次の二つのタイプがあるとしている。

「第1は技術研究或いは援助のようなサーヴィスに対する外国からの支払報酬，一時的作業のために外国で受け取った報酬，及び外国企業の役員に対する支出，第2は特定の国内で支払われた外国人に対する年金支払。」[5)]

これらの報酬は技術援助報酬を別とすれば実際に報酬支払が行われた国内で給与所得として課税されなければ，多国籍企業の本国と子会社所在国の両者で税を逃がれる可能性が強いといわざるを得ない。[6)]

しかし，一時的に外国から技術者等が来て作業して帰国した場合，作業を受けた国はその技術等への作業報酬に対する給与所得に課税することが原則であっても現実にはその実行は困難である。たとえば，米国では半年（183日）以上米国に滞在しておらず，しかも米国と租税条約締切相手国の雇用者（企業）により雇用されていればその期間内の給与所得に対して課税権を放棄している。この場合，その部分の給与所得は米国での非課税のほか，相手国でも非課税となりうるから，二国にまたがって作業するものと本国だけで作業するものとに租税の不公平が発生していることが明らかである。[7]

部品，半製品，製品及び原材料の販売価格は理論上比較可能な資料を蒐集して適正取引基準でその妥当性を測定しうるが，技術援助報酬とか本社費の配賦負担額の算定は上記のものより比較可能な情報が少なく，しかも関係会社間の決定に依存しているため適正な算定は困難である。そこで多くの国は技術援助報酬の金額の大きさに疑問を抱いているのが現実であり，いくつかの細則を作って技術援助報酬を制限しようとしている。たとえば，スペインでは「支払が支払人と受取人との関係を特に考慮して正常な環境下でなされていたという証明がなされていたとき，はじめてその費用を損金算入できる。そして納税者が正常な環境が存していたという証明をする責任がある」としているのは，逆に異常に高額な技術援助報酬の支払がなされていたことを物語るものである。また，メキシコでは「技術援助での外国人に対する支払に対しては技術援助を行う当事者が真に技術援助をする技術設備を有するか，第三者を通じてでなく直接的に援助できるか，及びその援助サーヴィスが実際に行われ，利用可能となっているかの証明を……与えなければならない」としている。この場合，技術援助報酬を支払うに足る当事者か否かを問題にし，疑惑が深かったことを物語る。また，米国では「米国内で事業をしている国内企業も非居住者（外国人）の納税者もその納税申告書は調査されることになっている。そして，その事業にとって正常でなく，不必要と判断された経費は損金不算入となる」としている。この場合，一般的な表現で，やわらかいものとなっているが，根本的にはスペインやメキシコ同様，技術援助報

酬に対する根強い疑惑があるといえよう。それは国連の報告書がいうように技術援助報酬は「現在の状況が要求する以上の金額を損金として許容する領域が常に残る」とされていることから明らかである。[8)]

もし技術援助報酬の支払で水増経費として架空のものまで計上されたとの疑いがあれば，その疑惑を解決するのは国家間の情報交換の機構が整備されていなければならない。それには国連報告書が示すように「技術専門家の資格，技術者の本国での活動分野及び経歴，年間技術報酬受取額（彼の年間所得と比較して当該報酬額を評価するため），技術者が〔国内〕納税企業と全く独立か，もしくは直接的あるいは間接的に関係しているかに関する情報を求める特定の質問状が当事国によって発せられることができる」ような機構でなければならない。[9)] 以上の調査の結果，技術者がその資格と作業能力を有し，しかも真に独立の第三者であれば技術援助報酬の金額の大いさに疑問を抱かなくてもすむ。しかし，資格と能力を有するが，独立の第三者でなく，何らかの形の関係を有する外国企業からの派遣であれば，技術援助報酬の金額の大きさに税務当局が調整をする必要が出てくるであろう。[10)]

1)　多国籍企業が海外小会社及び支店等を設立して企業戦略を講じていることはいうまでもないが，次の表は特に海外収益比率が高い企業である。

多国籍企業の海外収益　1973年

企業名	海外収益比率(%)	企業名	海外収益比率(%)
バロース	41	ファイザー	57
コカコーラ	55	レブロン	38
ダウケミカル	48	リチャードソン・メレル	43
ジレット	51	ローム&ハース	35
フーバー	60	G. D. サール	40
IBM	54	スペリー・ランド	50
インタナショナル・フレーバース&フラグランセズ	52	サンビーム	38
メルク	44	ゼロックス	46
NCR	53		

出所：*Business Week*, January 12, 1974, Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York, 1975.（山崎清訳，多国籍企業没落論，ダイヤモンド社，194ページから）

2) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, *Tax Treaties between Developed and Developing Countries, Third Report*, New York, 1972, p. 117.
3) United Nations, *op. cit., Third Report*, p. 117 and *Sixth Report*, pp. 122—124.
4) United Nations, *op. cit., Sixth Report*, p. 123.
5) United Nations, *op. cit., Third Report*, p. 117.
6) United Nations, *op. cit., Sixth Report*, p. 128.
7) *Ibid.*, p. 129.
8) *Ibid.*, p. 130.
9) *Ibid.*, p. 131.
10) 技術援助報酬の支払で水増計上されている例として Müller は米系企業のラテン・アメリカ進出において技術は30％から50％過大評価されているとされ，子会社のマネージャとの面接調査でこれが慣行であることを裏付けている。A. A. Said & L. R. Simmons (ed.), *The New Sovereigns—Multinational Corporations as World Powers*, New Jersey, 1975. 曽野和明，(多国籍企業問題入門，青材書院新社，昭和53年，73ページから)。

十二　Shoup 氏による解決策試案

多国籍企業の課税問題の中心は低税率国の存在とそこへの利益集中操作の道具となる transfer price の問題である。これについてはこれまで随所に問題点と今後とるべき方向を示してきたが，ここで Shoup 氏の提案にそって解決策を整理してみることにしよう。Shoup氏によると次の6つのグループにわけてそれぞれの解決策への接近をはかるのがよいとしている。

1　発展途上国対多国籍企業
2　発展途上国対先進国
3　先進国対多国籍企業
4　先進国間の租税条約
5　発展途上国間の租税条約
6　米国の税収諸州分割方式

もちろんこの分類が最適ではないだろう。こうした複雑な問題は他のグループと密接に関係しており，任意の便宜上の分類基準であるにすぎない。以下，各グループについてみていくことにしよう。

1　発展途上国対多国籍企業

ここでは多国籍企業の親会社が先進国にあり，その子会社が発展途上国にあることを前提にしている。多国籍企業の子会社が発展途上国の一定のガイドラインに同意すれば，本国対発展途上国の税収配分を別とすれば一応の問題解決を見たということになろう。

国家間の税収配分に関して問題となるのは transfer price である。原油の場合，国際価格が公示されているので問題が少ないが，発展途上国が輸出する財は原材料が多く，質的にさまざまなものが多いためその市場価格は先進国の完成品の市場価格よりも査定が困難である。たとえば，鉄鉱石の方が鋼鉄より市場価格を見い出すのが困難である。かといって，多国籍企業の子会社がつけた transfer price を自動的に認めるわけにいかないだろう。普通，先進国より発展途上国の方が低税率のため transfer price の操作を通じて発展途上国に利益を集中させるであろう。さらに近隣諸国に，より低税率国が存在していたり，tax haven 国が存在していればそこに孫会社等を作り transfer price 操作を通じて利益を集中させることになろう。

ここで問題なのは多国籍企業の子会社が定める transfer price に対して発展途上国が適切な判断をもって適正な価格に調整できるか否かである。発展途上国の税務当局がそうした財に対する専門的知識がなければ独自に査定できないだろう。そこで，Shoup 氏は国連の経済社会理事会のもとでの先進国対発展途上国租税条約推進特別専門家グループ (*Ad Hoc* group of Experts on Tax Treaties between Developed and Developing Countries) の第1回会議の提唱した租税専門家国際的会議 (international panel of tax experts) に類するものの必要を説いている。Shoup 氏の場合は産業及び経済専門家非国家的会議 (non-national board or panel of industry and economics experts) を提唱している。そこに発展途上国もしくは多国籍企業の子会社が租税問題の訴訟を行い，transfer price の紛争解決を図ろうとするのである。そしてこの機関に多国籍企業の親会社，支店及び子会社の納税申告書の調査をする権限を与えようとするのである。こうした Shoup 氏の提案は国連の租税条約推進特

別専門家グループの第1回会議の提案に沿ったものであるが，これは第2回会議に持ち出されたが紛争解決のための国際的会議の設立は延期された。

第1グループの問題で残された主要なテーマは多国籍企業の子会社の親会社に対する異常な利子支払である。ふつう利子に対する源泉徴収税が配当のそれより低く，しかも利子は配当と違って損金算入項目であることに多国籍企業が着目しているからである。Shoup 氏によると米国でも資本金を低額に抑える政策をとる企業が多いことから，国外子会社の資本金比率を高めることは容易なことでないとしている。そこで代替案として納税申告書用には純利益の中に利子を含めるか利子の最高限度額を決めたりするのがよいとしている。しかし，これらの代替案に対し多国籍企業は反対するであろうから金融専門家を含めた国際的調停機関が必要だとしている。[1)]

2　発展途上国対先進国

ここでの主要な問題は多国籍企業の親会社のある先進国と子会社のある発展途上国との間に多国籍企業の transfer price の操作により引き起された税収入の不適当な配分を是正することと，発展途上国が許容した租税優遇策を親会社を有する先進国が外国税額控除を考慮するときいかに配慮するかの問題である。

こうした問題に対して1969年以降国連の経済社会理事会のもとでの先進国対発展途上国租税条約推進専門家グループで問題解決のための討議が毎年継続して行われてきた。そこでの報告はこれまで一部紹介してきた。しかし，これらの会議を通じて多国籍企業の transfer price 及びその他の課税問題で問題点が明らかにされているものの，税収国家間適正配分に対する方策は意見の一致を見たわけではない。

上記国連の租税条約推進専門家グループの第1回会議では企業利益，人的サーヴィスに対する課税，相互情報交換手続，権利等使用料，二重課税回避方法及び投資優遇策が論ぜられた。第2回会議では次の二つの問題に関連した企業利益問題を討議している。一つは多国籍企業が発展途上国に支店として設置したときの事業所得の課税問題として『恒久事業所』(permanent es-

tablishment) 概念の再検討。もう一つは発展途上国の子会社が支払った利子の範囲及び測定問題であった。第3回会議では権利等使用料などの利益送金問題が論ぜられ，国際的不正納税申告を縮小する手段として情報交換問題が討議された。第4回会議ではリースによる利益，配当処理及び権利等使用料問題が討議された。第5回会議では発展途上国への適正長期利子問題，国際的所得配分問題における税務当局間の情報交換の必要性が論ぜられ，さらに発展途上国の租税優遇策を先進国が外国税額控除で配慮しないときの問題点，及び発展途上国の租税優遇策利用の可能性，先進国からの派遣従業員の課税問題等が討議された。

以上討議されたものの中から特に注目すべき手法としてリース・バック方式がある。これは支払利子及び権利等使用料の異常な支払をチェックする手段として有効な手続である。たとえば，多国籍企業の親会社（P社）が発展途上国（I国）の小会社（S社）に機械・設備やその購入資金を直接に貸し出すかわりにP社がI国に貸付け，I国がその資金で機械・設備を購入し，それをS社に一定の貸付条件で貸付ける。そしてS社は使用料をI国に支払い，I国はP社に借入利子を支払うのである。この場合，利子或いは権利等使用料の支払額にはじめ疑念をおいていた発展途上国の税務当局も，国自体が取引に関与することにより疑念は解消することになる。

Shoup 氏によると発展途上国と先進国との間の多国籍企業の transfer price 操作による税収配分問題や租税優遇策を相手国に尊重させる問題は国連の上記租税条約推進特別専門家グループに諮問し，このグループの勧告に基づきある段階で租税条約を締結するよう努力すべきであるとしている。[2)]

3　先進国対多国籍企業

この場合，多国籍企業の親会社も子会社も先進国で事業している場合であり，tax haven 国や低税率国の問題でないため比較的処理しやすいといえよう。しかし取引量が大きいため処理の仕方いかんによって影響力が大であるといえよう。

ここでの主要な問題はやはり transfer price である。そのため米国歳入局

により公表されたガイドラインに従わせることも考えられるが実効はあまりあがっていないといわれている。そこで OECD が中心となって国際的なガイドラインの樹立が必要になってくる。同じ取引を二国間の税務当局が首尾一貫した措置をとらなければならずそこに国際的調停機関が必要となる。さらに積極的な解決策を探らんとすれば transfer price の国家間不統一の紛争解決のため国際租税裁判所 (international tax court) を作る道を探すべきである。米国財務省長官が 1971 年 10 月 4 日の国際財政協会 (Internatinal Fiscal Association) での講演でこの線に沿った発言をすでに行っている。

「国際的指導基準 (international codes of conduct) が国際的財政問題との観点で作成され，実施されるべきである。……我々は財政経験専門家スタッフを有する常任事務局 (continuining secretariat) を作ることができるか否かの結論を早急に出すべきであり，そのために関係諸国の代表者との間で勢力的に議論を重ねるべきである。この機関は現存の国際機関の後援の形をとるか，或いは現存機関と恐らく関連を有する全く新しい組織の誕生の形をとることになろう。」

財務省長官のいう 国際指導基準にのっとって国際租税裁判所が transfer price やその他の課税問題が裁かれることになろう。今日，この機関を作る時機が熟していると Shoup 氏は述べている。しかし，国際的指導基準のほか各種の法律も作らなければならず，また判例の適用も困難なため，国際的に積極的な協力と活動が要求される。[3)]

4　先進国間の租税条約

ここでは多国籍企業の transfer price の操作等からくる先進国間の税収の不適当な配分問題が中心となる。この問題に関する租税条約が先進国間で締結されるならばその内容は統一性と期間的な首尾一貫性を保つことが必要とされる。しばしば内容の変更があると多国籍企業はそれに順応できるような短期的な決定しか出来ないためであり，Shoup 氏によると今日の変動する社会的経済的条件では非現実的なようであるが 10 年ないし 20 年間は一旦締結した租税条約の根本的内容は変更すべきでないとしている。

この種の租税条約は EC や OECD の研究活動の強化により求められるが，さもなくば一般に受け入れられる総合プラン作成のための国際機関を先進国が作るべきだと Shoup 氏は言及している[4]。

5　発展途上国間の租税条約

ここでの問題は発展途上国同士が多国籍企業の子会社や支店誘致のため租税優遇策競争を演じていることである。発展途上国の租税優遇策に対する完全な同意は期待できないが，部分的には同意に達するところもあろう。たとえば，租税免除の最高期間，加速減価償却の制限，投資税額控除の範囲及び限度額等についてである。

発展途上国が租税優遇策で一層の理解を求められるのは先進国たとえば米国の外国税額控除の仕組みである。例えば四のところで見たように利益を発生時に即時送金したとすれば米国税率の丁度半分の税率で多国籍企業の税負担が最小になることである。これ以上に発展途上国が税率を下げれば多国籍企業の税負担が大きくなり，そのため本国送金のための租税回避策をめぐらせる要因となることを理解すべきである。

現在のところ発展途上国を指導する発展途上国間の国際的機関が存在しない。そのため国連の後援下ですべての発展途上国を含む世界的税務政策機関 (world-wide tax policy body) を作る必要があろう。そこでの討議の公開により各発展途上国の多国籍企業の誘致競争が先進国の外国税額控除の特典を無効にする危険を知らしめることになろう[5]。

6　米国税収の諸州分割方式

以上の五つの方式とは全く異なるが米国諸州で実施されている多州籍企業の税収諸州分割方式を多国籍企業に応用しようとする試みが Shoup 氏により展開されている。すなわち，多国籍企業の世界利益をいくつかの要素を加重平均して各国の関係会社に配分するのである。それらの要素は多国籍企業の総賃金及び給料支払額に対する各国の支払額の割合，全体の売上高に対する各国の売上高の割合，及び資産を含めたその他の要因の全体に対する各国の割合などが考えられる。これらの割合に一定のウエイトづけが行われ，加重

平均値でもって多国籍企業の世界利益から各国の関係会社の利益（課税所得）を算出しようとするものである。

たとえば，多国籍企業の世界利益を100，全体賃金及び給料支払高を800，全体売上高を2,000と仮定し，A国の賃金及び給料支払高を200，売上高を100とし，賃金及び給料支払高に対し売上高の2倍のウエイトづけをすることにしよう。するとA国の賃金及び給料支払高の全体に占める割合は $\frac{1}{4}\left(=\frac{200}{800}\right)$ であり，売上高については $\frac{1}{20}\left(=\frac{100}{2000}\right)$ ということになる。賃金及び給料支払高は売上高の2倍のウエイトづけが行われているため，加重平均値は $\frac{11}{60}\left[=\left(\frac{1}{4}+\frac{1}{4}+\frac{1}{20}\right)\div 3\right]$ となる。多国籍企業全体の利益は100であるため，A国の関係会社の利益配分額は $18.33\left(=100\times\frac{11}{60}\right)$ となる。

この方式だと簡単に各国の関係会社に世界利益を配分できるが，反面，いくつかの前提に立っていることから，その前提自体に疑問が出され批判されている点も多く存在する。それらは次のようなものである。

a　各国が多国籍企業の世界利益の大きさ自体に疑問を持っていることがこの方式の推進に障害となる。

b　この方式を各国がたとえ採用したとしても，各国が加重平均値の算出法を異にすれば税収配分の過不足が生ずるであろう。

c　外国為替相場の変動が激しいとき，各国の税収の影響が大となる。たとえば，米系多国籍企業の世界利益をこの方式で各国に配分しても，基軸通貨たるドルの下落があれば，各国は購買力の高さを失なったドルを取得することになり予想以上の税収不足を被るであろう。

d　取引毎基準で課税所得を算定している国があるが，それらの国にも上記の加重平均法を採用させなければ税収配分の不公平が生ずる。

e　たとえ，上記方式に各国が同意したとしてもいくつかの問題が生ずる。たとえばB国で損失を生み，A国で利益を生んだとし，その結果多国籍企業の世界利益が相殺されて零となれば，A国の税収も零となり，A国は上記加重平均法を不当だと主張するであろう。また，B国で市場占有率増大

を主たる目的としたため，B国で雇用の増大と売上高の増大があったものの利益幅が小さいこととなったとすれば，A国は相対的に税収減少の負担を背負わされることになる。こうした問題に対して必らずしもA国が納得するとは限らない。

上記は米国の多州籍企業の税収諸州分割方式を模範にした多国籍企業への応用であるが，この方式に対して米国の諸州では企業全体の利益の大きさ自体に疑問を抱いており，反対している州もあることを念頭に入れておくべきである。[6] 上記方式は前提自体に疑問が投げかけられているが，今日多国籍企業の関係会社に世界的に統一した課税方式が確立していないことを踏まえるならば，疑問が投げかけられた諸前提に対して各国の協議の上，何らかの方式で世界的に統一した課税方式への道を探らなければならないだろう。各国の税務当局の行政簡素化のためには上記方式は transfer price の操作に対する対応が不必要なため今後研究を進めていくべき領域であろう。

1) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 28 and p. 30.

2) *Ibid.*, p. 28 and p. 31.

3) *Ibid.*, p. 28 and p. 32.
1971年に米国財務省長官が提案した国際的行動基準 (international codes of conduct) は1976年6月21日にOECD閣僚理事会が採択した「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」(Declaration on International Investment and Multinational Enterprises) の附属書として発表された「多国籍企業の行動指針」(Guideline for Multinational Enterprises) に若干具体化されたとみられる。それは7項目からなるがその中で課税に関する項目では次のような文章が見られる。「課税，企業は (1) 事業活動を行っている国の税務当局の要求に基づき，その国の国内法における保障措置及び関連手続に従い，他の国における事業活動についての関連情報を含め，その事業活動に関して査定される租税を正確に決定するために必要な情報を提供し，(2) 企業集団の構成員の査定の基礎となる課税標準を国内法に反する方法により修正するために独立企業間の価格決定基準に合致しない transfer pricing のように，企業が利用可能な特別な手段を使用することを差控えるべきである (……は筆者付加)。」内藤利

文，「海外子会社に対する移転価格の税務問題」，税務弘報，昭和53年7月，77ページ。原文は次の文献に見られる。福田博編，多国籍企業の行動指針，時事通信社，242—243ページ。

国際的行動基準，各種の法律及び判例がないため多国籍企業に関する情報交換に対する係争事件もいくつかある。例えば非協力的となった例として米国歳入局がスイス税務当局に対して情報提供を要請したのに対してスイス最高裁は他国の税務当局に対して，提供する資料はおのずから限度があるとして拒否した事例がある。逆に協力的となった例として，カナダ税務当局の要求する情報の提供要求に対して係争事件が発生したがアメリカの裁判所はA. L. Burbank and Companyに対して要求に応ずべきことを決定した事例がある。窪内義正，「諸外国の多国籍企業に対する規制策の概要と今後の課題」，税務弘報，昭和53年7月号，32—33ページ。さらに税務当局間の取決めでヨリ発展した情報交換をしている例として，米国，カナダ及び英国の3国は税務当局がそれぞれ自国内にある相互に関連する企業を同時に調査し，その調査結果を相手国に通報し合うようになったとされている。我国の国税庁でも昭和46年以降，毎年米国を中心として東南アジアの諸国に調査官を派遣してきている。北欧5カ国の場合にも多国間条約により調査官が同行して調査を行うことができるようになったとしている。五味雄治，「租税条約に基づく情報交換制度及び海外事業所の調査について」，税務弘報，昭和53年7月号，99—100ページ。

4) Shoup, *op. cit.*, p. 28 and p. 33.

5) *Ibid.*, pp. 28—29 and p. 33.

6) *Ibid.*, p. 34.

十三　結び

以上，多国籍企業のtransfer priceの操作により多国籍企業の資本蓄積がますます強大になるものの，それはひいては本国の税収悪化の危険をはらむことは明らかであり，海外直接投資は経済協力という側面があるものの，本国の労働者の雇用機会を失わせることになる。失業者の増大と税収悪化の問題はいきおい給与所得税や一般消費税ないし売上税に頼らざるを得なくなる。このことはすでにShoup氏によっても指摘されている通りである。すなわち，「法人所得税の侵蝕は……売上税，ことに付加価値税への依存を高める可能性が明らかに潜んでいるといえる。事実，勤労所得はより重く課税されるが，〔多国籍企業の……筆者〕投資所得はより軽く課税されている。」[1]と。

多国籍企業の事業所得を関係各国が正しく把握し，国内企業と同程度に公

平に課税することは transfer price の適正度を問題にせねばならず，それが主権を異にする諸国にまで調査しなければならないため非常に困難なことだといわねばならない。国際的かつ国家間の協力なしには出来ることではない。そのための討議が国連を舞台にして行われていることはいままで見た通りである。発展途上国は経済発展のため多国籍企業の誘致をせねばならず，そのため多国籍企業に有利な税制をしいている。しかし，企業誘致に成功した後，予想外に税収が少なかったことがあるという。これは大きな理由として多国籍企業の transfer price の操作を国家間で追跡できないためである。低税国に低価格輸出することによって本国の租税負担率は軽減するという一般論だけでは処理できない問題も発生している。すなわち，既述の国連のパキスタンやガーナの討議を見ると低税国である両国に低価格輸出をするどころか，異常なほどの高価格で本国等から輸出しているという現実があるからである。多国籍企業は transfer price の操作を二国間，または多国間で追跡調査されていないことにつけ入り，資本蓄積を図っているのである。こうした異常な事態は一般的でないにしても，二国間，または多国間の協力なくしては書類操作の追跡調査，及び transfer price の適正さを判断するのはむずかしい。そのため，互恵的な租税条約が締結されつづけているが，条約に参加していない諸国に子会社や支店を作って操作が行われる可能性大であり，より広範囲の国際的レベルでの取り決め，条約の推進が急務であろう。

このように多国籍企業は transfer price の操作により，その企業の営業成績の把握には会計上も税務上も大きな問題を残しているといえよう。これを一挙に解決できるなんらかの方法が容易に見つかるものではない。多国籍企業を誘致する側と送り出す側との法制上及び行政上の整備がなければどのような立派な案であっても実効を伴なうものではない。また，そうした整備をしようとすれば関係国に莫大な資金と人員を必要とすることになる。ここでは，戦前から利用されていた transfer price の操作に対して各国が苦悩しながらも未だ解決されていない事態を把握し，前述のように国際的舞台で解決策を協議していかなければならない必要性を痛感する次第である。会計学上

でもtransfer priceの会計操作がどのように行われているかの現状把握を行い，会計情報，ことに財務諸表の信頼性をあらためて問題にする必要が迫られているといえよう。すなわち，こうしたtransfer priceの複雑な操作の結果生じた連結財務諸表についても検討しなおす必要があるだろう。

1) Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers : Taxation,* New York, 1974, p. 35.